

# 青森県報

号外第四十三号

令和五年  
四月七日  
(金曜日)

## 目次

### 監査委員

○包括外部監査結果に対する措置の公表……………(事務局)…一

## 監査委員

### 青森県監査委員告示第五号

令和二年度及び令和三年度の包括外部監査の結果に基づき、青森県知事、青森県教育委員会及び青森県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十八第六項の規定により、措置の内容を公表する。

令和五年四月七日

青森県監査委員	竹内均
青森県監査委員	川嶋由紀子
青森県監査委員	齊藤爾
青森県監査委員	鳴海恵一郎

包括外部監査結果に対する措置の公表

○令和2年度分	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
中南部地域 民局地域 備部下水道課	下水道事業一 経営計画	【岩木川流域下水道での汚泥処理について】 令和元年度において県は、青森県岩木川浄化センター汚泥有効利用基本構想検討委員会より、岩木川浄化センターにおける汚泥有効利用について答申を受けている。 答申によれば、下水汚泥の肥料化または燃料化事業は、コスト面及び環境面等において既存の焼却方式に比べて有効であり、また、PFP/PFI手法に基づく事業実施により、コスト面において従来の公設公営方式に比べて優位性が見込めることである。 さらに、将来的な人口減少により汚泥の発生量の減少が予測される中、岩木川流域下水道だけでなく、周辺の他自治体で発生する汚泥を岩木川浄化センターの汚泥処理施設において共同処理することも検討されている。 人口減少による処理量の減少に対応して、将来的に生じる施設能力の余剰分を有効活用し、より効率的な汚泥処理を実現するために、広域化・共同化を指向することは重要である。このことは、県がよりリーダージェットを發揮し、重点的に推進していくことが望ましい。	汚泥有効利用事業については、令和元年度～令和3年度にかけて地元説明会を開催し、令和3年10月に地元及び関連市町村の同意を得られた。 令和4年度は、実施方針・要求水準書の作成及び事業公告を行った。今後、事業者を選定し、令和8年度からの運用開始に向けて引き続き事業を進めていく。	
上北地域 民局地域 備部企画整備課	下水道事業一 収入	【十和田湖特定環境保全公共下水道事業について】 「特別名勝および天然記念物十和田湖および奥入瀬渓流」は、観光地として観光排水及び生活排水の流入量が過去に増大し、湖の水質悪化が問題視された時期があった。この状況を踏まえて水質悪化の原因とみられる観光排水及び生活排水の汚濁負荷を削減することにより、十和田湖及びその下流域を含めた水質の保全対策が必要となり、青森・秋田両県は、昭和55年度に、十和田湖特定環境保全公共下水道事業(神秘的な湖水とヒメマスを守る下水道)に着手し、整備を進めた結果、平成3年4月1日から供用開始となっている。 ただし、一般的な公共下水道のように経済比較で合理的な排水方法(最寄りの水域に排水す	定期的な使用料の見直しの検討のほか、令和4年度から、維持管理費の削減、施設運用の適正化を図るため、汚泥処理運営方式の変更及び次期指定管理業務委託の内容の見直しに着手した。また、これらの見直し状況を踏まえ、令和7年度までに経営戦略を改定することとなった。	
都市計画課				

	<p>るなど)を採用できず、湖内及び奥入瀬溪流にも排水できないためポンプ場7機、放流管渠20kmを敷設するなど特殊性の高い割高な施設となってしまう。加えて、使用料収入は、平成9年の66,937千円をピークに年々減少し、平成28年には20,000千円を割り込んでいる。収入増加の取り組みとして、過去に使用料の値上げも検討されたが、共同事業者の秋田県側の同意を得ることができなかった等の経緯もあり、現在も料金改定に至っていない。</p> <p>秋田県の負担金や、地域住民、ホテル等観光施設からの下水道使用料収入だけでは、維持管理費が賄えず、最近年度は1億円程度の赤字で一般会計からの繰入金で補填されている状況である。</p> <p>計画時にもと収支均衡は予定されていたにもかかわらず、当該事業についてより簡素な効率的な設備による代替が可能か否か具体的に検討する等、改めて水質保持と経済的効果のバランスを考慮した経営戦略の策定が必要と考えられる。</p>	<p>〔固定資産の実査結果(三八地域県民局)〕 固定資産台帳より7件のサンプルを抽出し、固定資産実査を実施した結果、以下の問題点があった。</p> <p>N o. 11 赤外線水分計 (包括外部監査報告書 p83の表及び図参照) 10月26日に実査したところ、青森県財務規則に定められた規定に則って備品シールの貼付はされていた。</p> <p>青森県財務規則には以下のとおり定められている。 (備品の標識) 第277条 物品供用員は、備品に標識(第149号様式)を付しておかなければならない。ただし、物品の性質、形状その他の理由により、標識を付すことが適当でないと思われるものについては、この限りでない。 また、備品の管理のため、出納票を作成することが以下のとおり定められている。 (会計機関の記録) 第293条 会計機関は、次の各号に掲げ</p>
<p>三八地域県民局地域整備部下水道課</p>	<p>下水道事業一 固定資産</p>	<p>地方公営企業会計移行後においては、備品は固定資産台帳により管理しているところだが、監査人の意見を踏まえ、青森県財務規則に定められている備品シールを参考として、下水道事業の備品シールの貼付等に関するルールを示した。</p>

	<p>る帳簿等を備え、物品の出納の記録をしなければならぬ。</p> <p>一 備品出納票(第160号様式)</p> <p>上記の備品出納票については、以下のとおり作成されていた。 (包括外部監査報告書 p84の図参照)</p> <p>備品出納票によれば、令和2年4月1日に下水道特別会計が地方公営企業会計に移行することに伴い、青森県財務規則の規定の範囲外になるため、物品の処分が行われている。したがって地方公営企業会計への移行に伴い、備品シールを貼り返す必要がある。</p> <p>ただし、令和2年4月1日に施行している「青森県下水道事業財務規則」には、備品シールの貼付等に関する具体的なルールは定められていない。</p> <p>「青森県下水道事業財務規則」等に青森県財務規則と同様の規定を設け、適切な備品シールの貼付により、固定資産台帳と現物との整合性を確保することが必要である。なお地方公営企業会計移行後は、当該物品は固定資産台帳によって管理されるため、備品シールには、固定資産台帳上の資産番号・資産名称・取得日等を記載することが望ましい。</p>	<p>地方公営企業会計移行後においては、備品は固定資産台帳により管理しているところだが、監査人の意見を踏まえ、青森県財務規則に定められている備品シールを参考として、下水道事業の備品シールの貼付等に関するルールを示した。</p>
<p>上北地域県民局地域整備部企画調整課</p>	<p>下水道事業一 固定資産</p>	<p>〔固定資産の実査結果(上北地域県民局)〕 固定資産台帳より6件のサンプルを抽出し、固定資産実査を実施した結果、以下の問題点があった。</p> <p>N o. 20 処理場模型製作全体模型 (包括外部監査報告書 p85の表及び図参照) 11月9日に実査したところ、備品シールが貼付されていた。従来から青森県財務規則に基づきシールの貼付も行われていなかったとのことである。</p> <p>ただし、令和2年4月1日に施行している「青森県下水道事業財務規則」には、備品シールの貼付等に関する具体的なルールは定められていない。</p> <p>固定資産台帳と現物の整合性を確保し、固定資産の管理に資するために、「青森県下水道事業財務規則」等に具体的なルールを定め、備品シールを貼付することが望ましい。</p>

都市計画課	下水道事業ー その他経費	<p>〔各下水道事業への合理的ではない共通経費配賦について〕</p> <p>令和元年度において本庁（県土整備部都市計画課）で支出され、各下水道事業（岩木川流域下水道事業、馬淵川流域下水道事業、十和田湖特定環境保全公共下水道事業）へ配賦された経費3件について、配賦基準が適切ではない、問題点及び提言</p> <p>下記「事案①～事案③」のとおり、県は現状、事前に各下水道事業への経費の配賦基準を定めておらず事案の都度決定しており、恣意性が介入する余地がある。また、合理的ではない経費の配賦が行われた場合に、各下水道事業の正確な収支（損益）把握が不可能となるといった弊害も認められる。</p> <p>さらに、配賦基準が不適切である場合の最大の問題点として、各下水道事業の収支差額をベースに算出される下水道流域市町村の負担金が歪められる結果、流域間での経費負担の不公平な結果が生じてしまうことが想定される。簡易な例として、あるべき収支差額が岩木川流域：△100・馬淵川流域△200のところ、経費の配賦を誤り、岩木川流域：△120・馬淵川流域△180と算定してしまった場合、岩木川流域の市町村は120の負担金を支払うこととなり、本来は100の負担金であるべきだが、+20の過大負担を強いられる。一方で、馬淵川流域の市町村は△20の過少負担となってしまう。</p> <p>行政運営で最も重視すべき公正性・公平性を鑑みた場合、このような運用はあってはならない。県は客観的で説明可能な配賦基準を事前に設定し、実務に適用する必要がある。</p> <p>事案 ①</p> <p>（包括外部監査報告書 p111 の表参照）</p> <p>当事案は、本庁に設置されている行政不服審査法の実務解説本の追録代にかかると支出であり、その内容には必要に応じて各下水道事業へ共有されることとなるため、3か所の下水道事業において効果を発揮すると考えられ、現状のように十和田湖のみに全額配賦する事は適切ではない。県の説明としては、毎年</p>	<p>共通経費の配賦基準を定め、令和3年10月に関係市町村等に説明を行った。また、本基準は令和5年度の会計から適用することとした。</p>	<p>発生する追録を購入する都度、ローテーションでいずれかの下水道事業に全額配賦することを原則としているものの、ローテーションの順番や実績を管理しているわけではなく、必ずしもローテーションが遵守されているとは言えない状況が実情であるとのことであった。今後は、支出予算額等の一定の客観的基準をベースに共通経費を配賦することを求めたい。</p> <p>事案 ②</p> <p>（包括外部監査報告書 p111 の表参照）</p> <p>当支出は、本庁職員が北海道・東北六県下水道担当者会議に参加した際に支出したバス借上費用であり、当該会議の内容は各下水道事業へフイードバックされ効果を発揮することとなるため、馬淵川のみ全額配賦する事は適切ではない。県の説明としては、八戸市において会議が開催されたことから、錯誤により八戸市に存する馬淵川に全額配賦してしまったとのことであったが、不適切な事務である。こちらも、支出予算額等の一定の客観的基準をベースに配賦することを求めたい。</p> <p>事案 ③</p> <p>（包括外部監査報告書 p112 の表参照）</p> <p>当支出は、青森県の下水道事業を紹介するパンフレットを作成したものであり、各下水道事業から利用者等へ提供されるものである。配賦基準としては、公共事務雑費の予算額を基準に配賦後、必要な「調整」を行ったとするものの当該調整過程が不明であった。事後に配賦方法の説明ができないことには説明責任の観点から問題がある。客観的かつ説明可能な配賦基準の設定を求めたい。</p> <p>以上、各下水道事業へ配賦された経費にかかるとる事案について記載したが、今後の監査はサンプリングによる検証を行っており、当該3件以外にも同様の不適切な配賦が生じていることが想定される。県として、下水道事業の該当する全での支出において適切な配賦基準を設定し、実務に適用することが必要である。</p> <p>〔収益的収支（3条予算）と資本的収支（4条</p>	意見のあった支出
-------	-----------------	---	---	---	----------

その他経費	<p>子算)の適切な区分について) 令和2年4月以降の公営企業会計の適用により、地方公営企業法により、損益的収支と資本的収支を明確に区分することが求められている。収益的収支には、事業年度の企業の経営活動に伴い発生が予定される全ての収益とそれに対応するすべての費用が計上され、資本的収支には経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費等が計上され、両者を明確に区分することにより公営企業の経営成績を適切に示すことができるものとされている。</p> <p>前記【指摘事項1-6】各下水道事業への合理的ではない共通経費配賦について」において記載した事案①～③の支出の予算細目は全て「公共事務雑費」であり、これらは資本的収支として処理されていることであった。</p> <p>資本的支出は、貸借対照表の資産負債を直接増減させる項目であり、建設改良に係る工事等にかかると間接的な事業費である人件費や調査費、事務費等の支出も含まれるが、事案①～③に記載した下水道事業の紹介パンフレットや研修の借上バス代は、このような建設改良に係る間接費には含まれず、単年度の経営成績に反映させるべき収益的支出であるとも考えられ、資産を直接増減させる資本的収支に該当するといふ県の判断には疑問が残る。この点、県は令和2年度中に収益的収支と資本的収支を今一度整理し、予算を補正することも検討しているとのことであった。適切な整理を求めたい。</p>	<p>に関して流域下水道連絡協議会で説明し、収益的支出で計上することとした。また、収益的収支及び資本的収支の区分について留意する上り関係する地域整備部に周知した。</p>	
都市計画課	下水道事業一消費税	<p>〔仕入税額控除の計算方法の選択について〕消費税の仕入税額控除の計算方法があり、納税者の判断によりいずれか有利な方法を選択することができる。</p> <p>個別対応方式とは、その課税期間中の課税仕入等に係る消費税額を、①課税売上のみによる消費税仕入等に係るもの、②非課税売上のみによる消費税仕入等に係るもの、③課税売上と非課税売上に共通して要する消費税仕入等に係るもの、に区分したうえで、①+②×消費税売上割合を仕入税額控除とする。</p>	<p>消費税の申告に当たっては、指導助言業務委託による公認会計士の指導・助言を活用し、納税額の有利性、事務処理の増大を比較検討し、対応することとした。</p>

一括比例配分方式とは、その課税期間中の課税仕入等に係る消費税額を、区分せず、課税仕入等に係る消費税額×課税売上割合を仕入税額控除とする。なお、一括比例配分方式を選択した場合、2年間以上継続して適用した後でなければ、個別対応方式に変更することはできない。	<p>本県下水道事業会計では、個別対応方式を採用している。個別対応方式と一括比例配分方式の有利性については、一般的には個別対応方式が有利になることが多く、本県下水道事業会計においても個別対応方式の方が有利であると思われる。しかし、個別対応方式を採用するには、その課税期間中の課税仕入等を、上記3区分に区分して経理しなくてはならないため事務処理の負担は増大する。本県下水道事業会計では、平成28年度、平成29年度、平成30年度の課税売上割合が98.99%と高いことから、仕入税額控除の計算方法の選択による税額の差はほぼないものと考えられる。現在、下水道事業会計の課税仕入は、上記①の区分に該当するものがほとんどであり、区分に伴う担当者の事務処理の増大はさほどないとのことである。</p> <p>ただし、今後、状況に変化があった際は、納税額の有利性と事務処理の増大を勘案し、仕入税額控除の計算方法の選択を慎重に行うことが望ましい。</p>	都市計画課	下水道事業一消費税	<p>〔税務専門家の関与の検討について〕上記、個別対応方式と一括比例配分方式の選択において、どちらが有利であるかは、課税売上割合の度合い、今後の設備投資計画など高度な判断が必要となる。また、令和元年度からは軽減税率が導入されるなど、消費税申告は近年より複雑なものとなっている。より適切な対応をしていくために税務専門家の関与を検討することも有用であると考える。</p> <p>〔重要な会計方針の変更に関する注記について(減価償却方法の変更)〕重要な会計方針を変更について公益法人会計基準では、以下のとおり規定されている。第5 財務諸表の表示 財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p>	<p>消費税の申告に当たっては、指導助言業務委託による公認会計士の指導・助言を活用し、納税額の有利性、事務処理の増大を比較検討し、対応することとした。</p> <p>減価償却方法を変更した場合には、その旨だけでなく、変更の理由及び当該変更による影響額も併せて注記することとした。</p>
建設技術センター	青森県建設技術センター	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>〔重要な会計方針の変更に関する注記について(減価償却方法の変更)〕重要な会計方針を変更について公益法人会計基準では、以下のとおり規定されている。第5 財務諸表の表示 財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p>	<p>減価償却方法を変更した場合には、その旨だけでなく、変更の理由及び当該変更による影響額も併せて注記することとした。</p>

	<p>らない。</p> <p>(3) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額</p> <p>令和元年度については、建物、建物付属設備及び構築物以外の固定資産は定率法から定額法へ減価償却方法を変更した旨のみ記載があるが、減価償却方法を変更した場合には、その旨だけでなく、変更の理由及び当該変更による影響額も併せて注記する必要がある。</p>	<p>「公益法人会計基準」の運用指針6に示されたが、国及び地方公共団体は当該法人の支配法人には該当しないと判断しているもの。該当するに至った場合は、同基準に従うこととした。</p>
<p>建設技術センター</p>	<p>青森県建設技術センター</p> <p>〔関連当事者との取引の内容〕</p> <p>「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)等の適用に当たっての留意点について(通知)(総官管第51号平成18年3月24日)に次の記載がある。</p> <p>関連当事者における国・地方公共団体の取扱いについて</p> <p>関連当事者との取引の内容についての注記においては、国及び地方公共団体については、公益法人の主務官庁であることをもって、ただちに当該公益法人を支配する法人(以下「支配法人」という)とはしないが、国又は地方公共団体が当該公益法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している一定の事実が認められる場合には、当該公益法人は、国又は地方公共団体を支配法人とみなして公益法人会計基準注解(旧注14現注17)に定める注記をすることが望ましいものとする。</p> <p>現状では財務諸表の注記において、関連当事者との取引について記載がないが、そもそも関連当事者の判定を行うため、「公益法人会計基準」の運用指針6にしたがって当該注記が必要か否かを検討し、その検討結果を決算の都度保存しておく必要がある。</p>	<p>完了報告書等を精査することにより、十分な確認に努めることとした。</p> <p>また、必要に応じて、助成先に資料等の提出を求めることと</p>
<p>建設技術センター</p>	<p>青森県建設技術センター</p> <p>〔助成金の使途に関する確認事務について〕</p> <p>令和元年度は5件について総額3,500千円を助成金として支出しているが、担当者へのヒアリングによれば、積極的なPR活動をしていくにも関わらず、助成を希望するところが毎年少なく、また助成対象の研究機関も県内では自然と限られてしまっていることである。</p>	<p>完了報告書等を精査することにより、十分な確認に努めることとした。</p> <p>また、必要に応じて、助成先に資料等の提出を求めることと</p>

	<p>助成金の使途は、募集要項で研究等に直接要する費用と記載されており、そのなかに旅費交通費として研究・活動を実施する上で必要となる交通費や宿泊費が含まれている。</p> <p>これについて令和元年度の助成金の支給先となった対象団体である学校から提出された「完了報告書」に添付された実績概要及び決算書について内容を閲覧したところ、決算書の総額の6割超を占める旅費交通費の使途の検証について十分でないと考えられる点が見られた。すなわち複数の学会や会議への参加が記載されているうち、国内の学会参加については一部開催内で学会のテーマや関係者の参加実績を確認しているものの、旅費交通費のうち大きな金額を占める国際会議の参加については開催案内を入手することなく会議内容や参加実績の検証がなされないまま学生2名の海外渡航費が計上されている(教員の海外渡航費については建設技術センターには請求されていない)。もともと、対象となる学校内部の決議を得た支払伝票が根拠として添付されているが、このみでは学校内部のチェックに依存しているだけで、建設技術センター側のチェックが厳しくなされているとはいえない。</p> <p>当該助成事業が始まって3年が経過するが、仮に助成実績を重視するあまり、助成した先の資金使途のチェックが行き届かなくなってしまうと、思わぬ不正や助成先のトラブルに巻き込まれる可能性も否定できないため、支出した助成金の使途については募集要項どおり助成目的に沿った使途となっているか建設技術センター側でも確認できる十分な資料を助成先に徴求すべきであると考える。</p>	<p>した。</p>
<p>整備企画課</p> <p>八戸工業用水道管理事務所</p>	<p>工業用水道事業一経営計画</p> <p>〔更新計画策定において考慮すべきリスクについて〕</p> <p>更新計画策定上、現状考慮されていないが今後想定されるリスクには以下のようなケースがあると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この先40年間に渡って多額の投資を行っていくにしても、その40年間の原資となる料金収入が現状の水準で変わらず確保できる確証はない。仮に減収等が見込まれる場合は設備</li> </ul>	<p>ユーザーの将来の水需要については、ユーザー側でも景気の動向による生産見込等の予想が難しく、また昨今のコロナ禍など予測不能な出来事もある中では、現状維持の水需要見込みと</p>

<p>更新の規模縮小の計画が途中で変更されたとしても、それまでの更新投資額の回収がなされない可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更新基準年数が長く、実際に現有設備がこまで持たない、あるいは地震等による破損が生じた場合に、計画時より前倒しで投資資金が必要になり、その後の減価償却費が増額され、年度の損益が悪化する可能性がある。この点、関連した資料には、更新基準年数の決定に関する根拠が明確には記載されていない。</li> </ul> <p>今後、工業用水供給に関する送水幹線等の設備更新については、給水量の8割超を占める大口ユーザーに設備更新後の継続使用に関する約束を取りつけつつ、以下の事項も勘案して十分綿密な話し合いをもった上での現実的な仮定のもとにシミュレーションを作成されなければならないものと考える。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 長期的な使用水量の可能な限り約束された予測値と使用年数</li> <li>② 必要な水量の供給能力維持のために必要な設備（耐震性も含む）投資額の回収のために必要な方策（使用料のみで回収する場合の料金体系、使用料のみで回収が困難な場合はユーザーから返済の必要のない資金提供を受け等）</li> </ol>	<p>更新の規模縮小の計画が途中で変更されたとしても、それまでの更新投資額の回収がなされない可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更新基準年数が長く、実際に現有設備がこまで持たない、あるいは地震等による破損が生じた場合に、計画時より前倒しで投資資金が必要になり、その後の減価償却費が増額され、年度の損益が悪化する可能性がある。この点、関連した資料には、更新基準年数の決定に関する根拠が明確には記載されていない。</li> </ul> <p>今後、工業用水供給に関する送水幹線等の設備更新については、給水量の8割超を占める大口ユーザーに設備更新後の継続使用に関する約束を取りつけつつ、以下の事項も勘案して十分綿密な話し合いをもった上での現実的な仮定のもとにシミュレーションを作成されなければならないものと考える。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 長期的な使用水量の可能な限り約束された予測値と使用年数</li> <li>② 必要な水量の供給能力維持のために必要な設備（耐震性も含む）投資額の回収のために必要な方策（使用料のみで回収する場合の料金体系、使用料のみで回収が困難な場合はユーザーから返済の必要のない資金提供を受け等）</li> </ol>	<p>更新の規模縮小の計画が途中で変更されたとしても、それまでの更新投資額の回収がなされない可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更新基準年数が長く、実際に現有設備がこまで持たない、あるいは地震等による破損が生じた場合に、計画時より前倒しで投資資金が必要になり、その後の減価償却費が増額され、年度の損益が悪化する可能性がある。この点、関連した資料には、更新基準年数の決定に関する根拠が明確には記載されていない。</li> </ul> <p>今後、工業用水供給に関する送水幹線等の設備更新については、給水量の8割超を占める大口ユーザーに設備更新後の継続使用に関する約束を取りつけつつ、以下の事項も勘案して十分綿密な話し合いをもった上での現実的な仮定のもとにシミュレーションを作成されなければならないものと考える。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 長期的な使用水量の可能な限り約束された予測値と使用年数</li> <li>② 必要な水量の供給能力維持のために必要な設備（耐震性も含む）投資額の回収のために必要な方策（使用料のみで回収する場合の料金体系、使用料のみで回収が困難な場合はユーザーから返済の必要のない資金提供を受け等）</li> </ol>	
<p>整備企画課 八戸工業用水道管理事務所</p>	<p>工業用水道事業一契約事務</p>	<p>【予定価格の過大設定について】 下記契約について予定価格を過大に設定してしまっている。予定価格は青森県財務規則に則り、実際の取引実例等を参考に適正な価格を設定しなければならない。</p> <p>【表 対象契約内容】 (包括外部監査報告書 p156 の表参照) 当契約の方法として、2者から見積書を徴収した結果、安価であったA社と1,183,600円にて随意契約を行っている。予定価格の算出方法はA社およびB社から参考見積書を徴収し、安価であったA社の1,491,600円と同値を設定している。以下、この予定価格1,491,600円の妥当性について問題提起する。 A社およびB社の参考見積書（予定価格設定用）と、見積書（契約用）の金額を比較した表</p>	<p>せざるを得ない状況にある。 令和4年9月に経営戦略の改定作業として、ユーザーに対して水需要見込みのアンケート調査を行い、その結果を反映した経営戦略にすることをした。</p>

<p>整備企画課 八戸工業用水道管理事務所</p>	<p>工業用水道事業一契約事務</p>	<p>は以下のとおりである。A社の見積書（契約用）における当初徴収した参考見積書（予定価格設定用）からの値引率は20.6%と高い水準となっていることがわかる。</p> <p>【表 参考見積書と見積書の比較】 (包括外部監査報告書 p157 の表参照) また、県は平成20年度以降で同規格のアンホール蓋を3回購入しているが、下表のとおり、過去の1組当たりの契約実績単価は@300,000円未満であるものの、今般の予定単価は@372,900円と相応に高額であることがわかる。</p> <p>【表 φ900 アンホール蓋 1組当たり単価】 (包括外部監査報告書 p157 の表参照) 予定価格を設定することは、その金額以内の価格が提出された場合に支出行為がなされるため、県の支出額の上限値を設定するという他に他ならず、仮に高額な予定価格が設定されてしまうと、支出額が著しく高額となり、無駄なコストが発生する温床となる。そのような観点から、県財務規則第138条では「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。」として過去の取引実績や市場環境も考慮に入れ、総合的に予定価格を定めることを求めている。</p> <p>結果として、当契約の予定価格1,491,600円（1組あたり@372,900円）は、過去の取引実績と比較して高額であり、結果的に契約時に大幅な値引きがなされていることから、設定した予定価格が過大であったことが推定される。今後、予定価格の決定にあたって、過去の取引実績の調査やインターネットを用いた価格調査を行う、設定した予定価格に値引き率を乗すること等により適切な予定価格を設定する必要があると考える。</p>	<p>意見を参考に県の規定、要領等に基づき、業者数を増やすなどとして、より一層の競争性確保に努めることとした。</p>
-------------------------------	---------------------	--	---

	<p>一般競争入札の採用等の措置を求めたい。</p> <p>【表 対象契約内容】 (包括外部監査報告書 p158 の表参照) 当契約にて調達した緊急連絡システムは、戸工業用水道管理事務所が停電事故時の非常時において、ユーザー及び職員へ早急に連絡するための通報システムであり、その特徴として、近年普及しているSMS (携帯電話のショートメッセージサービス) やEメールを利用した連絡システムではなくて、公衆回線 (電話) による音声配信であることがあげられる。あえて公衆回線を用いる理由としては、災害時に強くと考えていること等の理由によることであつた。</p> <p>指名事業者6者のうち5者が辞退してしまつた理由としては、その理由は定かではないものの当該システムが緊急通報システムとして少数派と考えられる「公衆回線による音声配信」を仕様とすることにも一因があるのかもしれない。指名競争入札における1者応札に対する県の立場としては、応札者にとつては他の指名事業者が辞退したことは知らされなかつたため競争性は一定程度確保されているとし有効説を採っていることから、当該事業は県の事務手続き上に瑕疵はない。ただし、1者応札では入札価格の比較ができないため、複数者応札のケースと比較して競争性が低下してしまつていることも事実であらう。</p> <p>当契約のような納入業者が限られる (と想定される) 調達物品の特性を加味した場合に、より多くの応札者を確保するためには、あらかじめ指名事業者数を増やすことも有効と考ええる。県の物品調達契約に係る指名事業者数の定めとして物品調達契約事務取扱要領にて「指名競争入札の指名事業者数は、おおむね6者以上とする。」と定めている。県は要領に基づき「異音通報装置」又は「通信機器」を扱う入札参加名簿に登録されている事業者11者から、過去の指名実績等を加味して指名事業者6者を選んでいるが、6者指名は要領のいう最低基準であるし、指名事業者をあげ11者全てを指名することで競争性を高められた可能性がある。また、そも</p>	<p>また、同種の物品調達にあつては、県の規定、要領に基づき競争性が十分に保たれるように入札方法、指名業者の選定を行った。</p>	<p>整備企画課 戸工業用水道管理事務所</p>	<p>工業用水道事業一消費税</p>	<p>そも応札事業者が少数であつた当事例では、指名競争入札により入り口を狭めずに、原則である一般競争入札を採用し広く応札者を募ることも有効であつたものと考えられる。</p> <p>〔仕入税額控除の計算方法の選択について〕 消費税の仕入税額控除の計算方法があり、納税者の判断によりいずれか有利な方法を選択することができる。</p> <p>個別対応方式とは、その課税期間中の課税仕入等に係る消費税額の全てを、①課税売上のみによる課税仕入等に係るもの、②非課税売上のみによる課税仕入等に係るもの、③課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入等に係るもの、に区分したうえで、①+③×課税売上割合を仕入税額控除とする。</p> <p>一括比例配分方式とは、その課税期間中の課税仕入等に係る消費税額の全てを、区別せず、課税仕入等に係る消費税額×課税売上割合を仕入税額控除とする。なお、一括比例配分方式を選択した場合、2年間以上継続して適用した後でなければ、個別対応方式に変更することはできない。</p> <p>本県工業用水道事業会計では、一括比例配分方式を採用している。個別対応方式と一括比例配分方式の有利性については、一般的には個別対応方式が有利になることが多く、本県工業用水道事業会計においても個別対応方式の方が有利であると思われる。しかし、個別対応方式を採用するには、その課税期間中の課税仕入等を、上記3区分に区分して経理しなくてはならぬため事務処理の負担は増大する。また、平成29年度、平成30年度、令和元年度の課税売上割合が99.93%と高いことから、個別対応方式の有利性もさほど高くはないと考えられる。よつて、現時点で本県工業用水道事業会計が個別対応方式を採用していいことについて合理性がないとはいえないと判断した。</p>	<p>当面は、現状どおりの一括配分方式を採用するが、課税売上割合が95%未満となつた場合には、個別対応方式を検討することとした。</p>
--	--	---	------------------------------	--------------------	---	--

整備企画課 工業用水道事業 消費税 八戸工業用水道管理事務所	重に行つてほしい。 〔税務専門家の関与の検討について〕 上記、個別対応方式と一括比例配分方式の選択において、どちらが有利であるかは、課税売上割合の度合い、今後の設備投資計画など高度な判断が必要となる。より適切な対応をいくために税務専門家の関与を検討することも有用であると考ええる。	現在は特定収入がないため、仕入れ控除税額の計算方式については現状どおりで処理することとしているが、今後特定収入や税改正などで複雑化した際は、専門家の関与を検討することとした。
---	--	---

○令和3年度分

監査箇所等	補助金名	監査結果	措置の内容
総務学事課 私立学校耐震化促進事業費補助	〔補助対象者における委託先の選定について〕 補助対象者は、耐震診断や改修・改築を実施するにあたり委託先を選定している。この選定について、県は補助対象者に一任しており、結果として選定された業者の見積書や請求書等の写しの提出は受けているものの、そもそも業者選定の段階で競争入札や見積り合わせが行われていたかどうかのチェックは行われていない。	県の補助事業の採択に当たっては、国庫補助事業への採択を条件としており、国庫補助事業では入札又は3社以上の業者による見積り合わせを行うこととされていることから、県の補助事業においても入札又は見積り合わせによる委託先の選定が担保されている。今後、事業募集の際には、補助事業者に対して入札したことがわかる書類又は見積書の提出を求めるとした。	
総務学事課 私立学校耐震化促進事業費補助	〔耐震化を促すプロセスについて〕 連年、予算と実績との乖離が大きいのとなつているが、耐震診断未実施の22棟について診断実施を計画通り確実に進める一層の手立が必要である。 例えば、個別に学校の施設担当者に面談を行う際に、なぜ耐震化に取り組まないのか、また、どのような障害があるのか等、個別の学校の事情を具体的に聞き出し、内容を文書化すること	学校法人には耐震化実施計画を毎年提出させ、耐震化の実施計画を確認している。また、各学校法人が施設の耐震化に向けて積極的に取り組んでいただくよう、関係団体の会合	

総務学事課	私立学校外国語指導助手招致事業費補助	〔当初予算と実績の乖離について〕 対象となる私立学校が17校あるにもかかわらず、連年の利用者は同じ学校法人3件にとどまれている。学校自体が自ら外国語指導教官を抱えているケースもあろうが、新規利用者が出てこない状況は好ましいものとはみられない。現在、県では各候補学校に案内は出しているものの、学校側が利用したくないあるいは利用できない個別事情の把握が詳細になされた資料の作成まではなされていない。 この点、学校関係者の個別面談によるヒアリングの実施、あるいは外国語指導教官の受入に当たって何か障害となつているか等のアンケートの実施により、個別具体的な事情を探り出し、利用の促進に資するような手がかりとなるような必要な情報をまとめた資料の作成が望ましい。	令和5年度以降の新規招致希望について、令和4年8月24日付けで学校法人に照会を行った。また、回答票には「希望しない場合の理由」について記載欄を作成し、個別の事情を把握できるようにした。今回の照会の結果としては、人件費等の経費負担等の理由により、新規招致を希望する法人はなかったが、私立学校に対しては引き続き
		に加えて、県として個別具体的に耐震化を促すプロセスをマニュアル化する等、有効に継続できる基盤を残しておくことが望ましい。そのうえで耐震化が完了していない学校に対して、文書で予定を確認・指導する必要がある。さらに、現在、県で認識している耐震診断未実施22棟及び診断済未改修の19棟については、地震等の万一の事態を想定し、県民の安全のため、倒壊等の危険性のある建物に違い続ける生徒及び教職員の安全のため緊急時の避難計画の策定と提出を学校に促すことも必要である。そのためには耐震改修が終了した学校については県のホームページで公表するなどとして、耐震改修をより押し進める流れをつくることも考えられよう。	の場合など様々な機会を捉えて助成制度等の周知や活用呼びかけを行うこととした。さらに、耐震化が進んでいない学校法人代表者へ個別の面談により耐震化に取り込むことが難しい事情を聞き出すとともに耐震化の要請を行った。 各学校では、個別に安全計画を策定し、計画的な避難訓練等を実施していることを学校法人調査で確認している。なお、耐震改修が終了した学校を県のホームページに掲載することは学校法人へ与える経済的影響が大きいため難しいと考えている。



<p>交通政策課</p>	<p>運輸事業振興助成費補助</p>	<p>〔営業用トラック等の登録台数の客観的な確認について〕 補助金の多寡に影響を与える「交付対象者の営業用トラック等の登録台数」について、県は交付対象者の文書回答により確認・検証を行っているが、客観的な確実資料を徴収し確認・検証を行うべきである。 令和2年度において公益社団法人青森県トラック協会（以下、この項において「トラック協会」という。）へ交付した補助金の額は、前述「(1) ①」の補助金の基準額に定められた算定式により計算された201,547千円であった。「補助金の基準額」の算定式中のパラメーターには「e：営業用バス又は営業用トラックの標準軽油使用量×交付対象者に係る営業用バス又は営業用トラックの登録台数」が含まれている。当該パラメーターの存在により、交付対象者の営業用トラック等の登録台数が多ければ多いほど補助金の基準額・交付額が多額となる仕組みとなっている。 県が行う交付対象者：トラック協会の営業用トラック等の登録台数に係る検証方法は、トラック協会より『事業者数及び保有車両一覧表』の提出を受け、パラメーターとの照合を行うというものである。しかし、『事業者数及び保有車両一覧表』はトラック協会自らが作成した一枚ものの書類であり、登録台数の集計結果が記載されているに過ぎず、客観的な説明書類とはならない。 「交付対象者に係る営業用バス又は営業用トラックの登録台数」は補助金の額に直接影響を与えるため、県は算定過程及び結果に恣意性がないか、客観的であるかという観点から高度な検証を行う必要がある。一般論として、補助先に補助金をできるだけ多く貰いたいという</p>	<p>J E TプログラムA L Tの招致事業をP R し、招致希望を随時照会しながら、A L Tの活用に向けた呼びかけを行っている。</p> <p>補助金の算定をする際は、県内営業用トラック等の登録台数について、青森県トラック協会及び青森県バス協会に加入している各事業者の登録台数と東北運輸局青森運輸支局が管理する県内各事業者の登録台数を突合すること、客観的な検証を行うこととした。</p>
--------------	--------------------	--	--

<p>県民生活文化課</p>	<p>美術展覧会開催費補助</p>	<p>「動機」があることを前提にした場合、県としては深度ある補助金の額の検証を実施することにより、不正を行う「機会」を限りなく低減するよう努めるべきである。県にはトラック協会から事業者別・種別の登録台数一覧の提出を受け、県自動車税の情報と照合を行う、青森運輸支局へ登録台数の照会を行うこと等の客観的な検証体制の構築を求めたい。</p> <p>〔補助対象経費の明細について〕 交付要綱では、実績報告につき以下のとおり定められている。 (実績報告) 第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和3年3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第8号様式）に次掲げる書類を添えて行うものとする。 (1) 事業実施報告書（第9号様式） (2) 収支決算書（第10号様式） (3) その他知事が必要と認める書類 事業報告書に添付する収支決算書は第10号様式に従って作成されることになるが、当該第10号様式において「※収支決算に係る証拠書類（領収書写し等）を添付すること」として領収書写し等の添付が求められている。 令和2年度の実績報告書を閲覧し、収支決算書に添付された領収書を閲覧したところ、金額の記載（63,338円）はあるもののその内容が記載されていない領収書が存在していた。内容を確認するために、補助対象経費を集計した「県展2020 支出一覧」を閲覧したところ、「事務用品」とのみ記載されており詳細な内容は不明であった。 補助対象経費としての妥当性を判断するためにも、詳細な内容が分かる明細を入手して確認することが必要である。</p>	<p>令和2年度の実績報告書に添付された領収書63,338円については、支出内容が詳細に分かる書類を改めて提出させた。また、令和3年度以降については、領収書写し等の提出の際には、支出内容が詳細に分かるものを添付するよう子め事業者に伝え、県において、補助事業実施後に提出された領収書写し等について、支出内容に不明なものがないかどうか厳格に確認することとした。</p>
<p>青少年・男女共同参画課</p>	<p>青少年育成県民運動推進事業費補助</p>	<p>〔補助金の効果測定の方法について〕 青森県及び青少年育成青森県民会議では、毎月第三日曜日を「家庭の日」とし、家族のぬくもりを通じて絆を深める日としている。この「家庭の日」（毎月第三日曜日）の普及啓発に取り組</p>	<p>「家庭の日」の啓発用チラシ及び啓発物品の配布実績を把握するため、報告様式を作成し、各市町</p>

	む観点から「家庭の日」に係る啓発用チラシ及び啓発物品を作成し、各市町村教育委員会及び各市町村担当課を通じて各市町村内の青少年育成団体、各種キャンペーン活動やイベント等において配布している。	村に配布実績の報告の依頼を行うこととした。
健康福祉政策課	福祉活動指導員設置費補助	令和4年度補助金交付要綱において、
健康福祉政策課	福祉活動指導員設置費補助	令和4年度補助金交付要綱において、

医療業務課	看護職員資格取得特別対策事業費補助	<p>告書の添付が求められており、その様式は交付要綱の別紙6で定められている。現在の様式では、「イ 社会福祉協議会職員設置状況」にて、補助対象職員の氏名、任用年月日、異動年月日（離職の場合）、延べ設置月数、学歴、年齢の記載が求められている。</p> <p>確かに、福祉活動指導員の年齢や学歴といった情報が、果として必要になる場合もあるかもしれない。しかし、本補助金の事業実績報告書に補助対象職員の情報を記載させる目的が、事業実施内容が交付要綱に適合しているか審査することにあるとすれば、補助対象職員の学歴や年齢を本報告書に記載させる必要があるとは言い難い。</p> <p>事業実績報告書については、その作成目的と記載が必要な内容を再検討し、様式を見直し、不要な項目の削除を検討する余地があると考えらる。</p>	別紙6の「イ社会福祉協議会職員設置状況」の福祉活動指導員の年齢、学歴欄を削除した。
医療業務課	看護職員資格取得特別対策事業費補助	<p>【医療機関の財務内容の検証について】</p> <p>果では、本補助金の対象者である医療機関の財務内容の検証を行っていない。しかし、本補助金は、貸与希望者が資格取得後5年以上マツチンングされた医療機関で勤務することによってその貸与額が免除されることになるため、医療機関がその間存続することが前提となっている。したがって、補助金交付決定時に対象となる医療機関が少なくとも貸与希望者の返還債務の免除要件である期間は存続する可能性が高い事を確認すべきである。</p> <p>医療機関の財務内容の検証を補助決定の際の検討事項に加えることが望ましい。</p>	県内県立・私立高校にも通知を发出し、周知を図った。

保健衛生課	公衆浴場施設整備費補助	とを期待したい。 〔補助金交付要綱に消費税の取り扱いに関する記載が無い〕 交付要綱を閲覧したところ、消費税及び地方消費税相当額（以下、この項において「消費税等」という。）の取り扱いに関する定めが無かった。補助金の交付事務においては補助対象経費から除く取り扱いがなされているが、消費税等の取り扱いを明確にするため、交付要綱において、補助対象経費には消費税等が含まれない旨を明記することが必要である。	令和4年度補助金交付要綱策定に当たり、補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれない旨を明記した。
保健衛生課	公衆浴場施設整備費補助	〔補助金申請の優先順位の取り扱いを要綱に記載する〕 補助金の交付事務において、事業者が補助金を申請した際に、交付要綱に定められた補助金交付額が申請時点の予算残額を超過する場合、予算残額を補助金交付決定額としている。同時期に複数の事業者から申請があった場合、所管課に最初に申請の相談があった日付をもって優先順位を決定しているが、当該取り扱いは交付要綱に記載がなく、交付決定の起案にも文書化されていなかった。事務手続きの透明性を確保する観点からも、同時期に複数の事業者から申請があった場合、優先順位がどのように決まるのか、交付要綱に記載しておくことが望ましい。	令和4年度補助金交付要綱策定時の関係機関宛て通知に優先の考え方を明記した。
保健衛生課	公衆浴場施設整備費補助	〔事業の周知方法について〕 本件補助金事業の周知方法として、青森県公衆浴場業生活衛生同業組合及び各地域民局の保健所への通知が行われている。しかし、青森県公衆浴場業生活衛生同業組合は県内のすべての事業者が加盟しているわけではなく、保健所も補助金の周知は本来の業務ではない。例年、補助金の申請額が予算額を下回っている状況を鑑みると、制度の周知が不足しているのではないかと考えられる。県のホームページの利用等を通じて本件制度を積極的に周知することが望ましい。	令和3年度包括外部監査（表地）後、すみやかに補助金交付要綱等を青森県庁ホームページに掲載し、周知を図った。
保健衛生課	公衆浴場施設整備費補助	〔かまの補助対象者となる公衆浴場営業者の把握〕 本件補助金では、効果測定のための成果指標は設けられてはいないが、所管課担当者に質問したところ、本件補助金は公衆浴場の減少を一	これまで、温泉利用公衆浴場のうち、かまの補助の対象となる加温設備のある施設数の把握が不十

高齢福祉課	高齢福祉課	軽費老人ホーム事務費補助	軽費老人ホーム事務費補助	程度度抑制する効果があるものと考えている旨、回答があった。 この点、かまの補助について、対象となるのは沸湯の浴場を運営する一般事業者と温泉利用の浴場を運営する事業者のうちかまの設備を利用している事業者のみであり、全体の施設件数の推移を分析しても、その効果は判断しづらい。本来は補助金の対象となる施設数の推移を確認すべきと考えるが、保健衛生課では該当する事業者数を把握していない。 補助金の意義を公衆浴場施設数の減少抑制に求めるのであれば、せめて各保健所に確認をし、かまの整備に係る補助対象となる施設数を把握し分析すべきであると考ええる。	分だったため、県内保健所（中核市含む）へ照会し施設数を取りまとめた。 今後、継続して対象施設数を把握し、推移を注視する。
高齢福祉課	高齢福祉課	軽費老人ホーム事務費補助	軽費老人ホーム事務費補助	〔補助金交付要綱別表の簡素化について〕 補助対象経費及び補助金の額は、交付要綱の別表で定められているが、別表は施設ごとに作成されており、すべての施設について①事務費基準額、②事務費本人徴収額、③補助対象経費、④補助金の額をそれぞれ定めている。 確かに、①事務費基準額と②事務費本人徴収額については施設ごとに金額が変動する項目であり、施設ごとに別表を作成する一定の合理性はあると考えられるものの、③補助対象経費と④補助金の額はすべての施設で共通する内容であり、施設ごとに作成する必要はない。 業務の効率化の観点から、交付要綱別表の形式について再検討することが望ましいと考え	施設ごとに規定していた補助対象経費及び補助金の額を別表にまとめて規定した。
高齢福祉課	高齢福祉課	軽費老人ホーム事務費補助	軽費老人ホーム事務費補助	〔完了実績報告書の添付書類について〕 補助事業の完了の報告は、完了実績報告書（第5号様式）によって行われ、報告書には収支決算書抄本（又は見込抄本）、地域貢献に関する報告書（第7号様式）、及び財産管理台帳（第3号様式）の写しを添付することとされている。このうち、地域貢献に関する報告書（第7号様式）は、その記載内容が直接軽費老人ホームの運営と関係するものではなく、運営主体である社会福祉法人が実施している公益的な活動について記載する内容となっており、補助事業の完了報告書に添付する必要性については疑問がある。 社会福祉法人は、社会福祉法第59条の2に基づ	各施設に対し当該年度に予定していた事業内容、実施できなかった理由等を記載するよう指導した。

	<p>づき、現況報告書について、インターネットを利用して公表することが義務付けられている。独立行政法人福祉医療機構が運営する「社会福祉法人の現況報告書等情報検索サイト」で公表されている。この現況報告書には、「地域における公益的な取組」が記載されており、誰でも閲覧することが可能である。現在の開示状況であれば、地域貢献に関する報告書（第7号様式）の廃止を検討することも考えられる。</p> <p>また、本当に地域貢献に関する報告書（第7号様式）が必要だとするならば、何らかの事情で地域貢献活動の実施が困難になった場合の記載方法について、事前に定めておき、必要な記載がなされるよう、施設に対して指導することが望ましい。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域貢献活動の中止を余儀なくされた施設が多かったが、どのような活動を企画していたのか詳細に記載している施設もある一方、単に「新型コロナウイルス感染症の影響により実施事業なし」と記載しているだけの施設もあった。必要な報告書ならば、記載内容が一定の水準を保つよう、所管課として指導することが望ましい。</p>	<p>補助金実施要綱を一部改正した。任用承認申請を任用開始前（任用しようとする日の前日）までとした。</p>
<p>子どもみらい課</p> <p>産休等代替職員員設置費補助</p>	<p>【実娘に合った要綱の整備について】 補助金の申請にあたり、産休等代替職員を任用する日の10日前の日までに任用承認申請書を提出する必要があるが、遅延している案件が複数ある。その場合、遅延理由書を添付しているが、遅延理由書の提出に関しては要綱に定めがない。急な採用決定によりこのような状況が生じているとことである。</p> <p>そもそも10日前までに申請書提出という期限が合理的なのかどうかを再検討し、遅延理由書を提出すれば期限後の提出も認めるという規定を整備するなど、実態に合った要綱にすることが望ましい。</p>	<p>令和4年度補助金交付要綱を制定、令和4年10月、各補助対象者に対し、協議書策定の留意事項、</p>
<p>子どもみらい課</p> <p>児童福祉施設入所児童等自立支援事業費補助</p>	<p>【協議書の記載について】 青森県児童養護施設入所児童等自立支援事業協議書の作成にあたり、「児童の保護者からの援助の可能性について十分検討を行い、援助ができない理由を具体的に記載してください。」と果</p>	<p>令和4年度補助金交付要綱を制定、令和4年10月、各補助対象者に対し、協議書策定の留意事項、</p>

	<p>からの留意事項が付けされている。しかし、補助対象者から提出された協議書の一部に具体的な理由が記載されていないものがあつた。</p> <p>具体的な理由を記載することが、保護者からの援助の可能性について十分検討することにつながり、本来補助の対象とすべきでない児童に補助金が交付されることを防止することになる。補助対象者に対し、具体的な理由の記載を徹底するよう指導する必要がある。</p>	<p>収支決算書の記載方法について、改めて周知した。</p>
<p>子どもみらい課</p> <p>児童福祉施設入所児童等自立支援事業費補助</p>	<p>【収支決算書の記載ルール統一について】 実働報告時に収支決算書の提出を求めているが、その記載方法が各補助対象者によって異なっている。支出額が補助金額を超えている場合、①補助金額とそれを超過する部分を収入として計上し、実際に支出した金額を支出として計上しているケース、②補助金額のみを収入として計上し、支出の額にも同額を計上しているケースなどがあり、記載ルールが統一されていない。記載ルールを統一し、提出された決算書の比較可能性を高めることが望ましい。</p>	<p>令和4年度補助金交付要綱を制定、令和4年10月、各補助対象者に対し、協議書策定の留意事項、収支決算書の記載方法について、改めて周知した。</p>
<p>子どもみらい課</p> <p>家庭福祉対策教育支援貸付事業費補助</p>	<p>【補助対象先の財務内容の把握について】 補助対象先である（公財）青森県育英奨学会について決算書の提出を求めているが、担当者がHPで公表されている資料を確認していることである。本補助金は将来的に県への返済額も増えてくるものであり、補助対象者の財務状況を把握する重要性は高いものと考ええる。今後担当者が変わった場合、財務状況の把握の重要性を次の担当者に周知する意味においても毎年正式に決算書の提出を求める体制にすることが望ましい。</p>	<p>毎年度、決算書の提出を求めることとした。</p>
<p>子どもみらい課</p> <p>家庭福祉対策教育支援貸付事業費補助</p>	<p>【補助対象先の審査に対する確認について】 現在、貸付金の補助金交付に際し、（公財）青森県育英奨学会から審査方法や審査結果を入手し、妥当な審査が行われているかどうか果が確認するという体制にはなっていない。</p> <p>外部団体に補助金を出すにあたって、その補助金が適正に利用されているかどうかの確認は不可欠であり、妥当な審査が行われているかどうかを果が確認する体制を整えることが望ましいと考える。</p>	<p>貸与者の選考に係る審査方法等について、青森県育英奨学会から毎年度確認することとした。</p>
<p>障害福祉課</p>	<p>【効果測定指標の見直しについて】</p>	<p>効果測定指標に宿</p>

<p>「家」運営費補助</p>	<p>補助金の効果測定の方法について、現在は宿泊利用者数を指標としている。しかし「いこいの家」施設の利用者は宿泊者だけではなく、会議室のみの利用や休憩、相談での利用者も多い。例えば会議室では、神経難病や重症心身障害等に関する書籍の閲覧や、インターネット検索による学習等が可能であり、またコロナ禍で国立病院内での面会ができなかったため、オンライン面会の支援も実施する等、様々な形で施設の活用がなされている。よって宿泊利用者以外の施設利用者数についても評価しなければ、正しく本件補助事業の公益性や効果を測定することは難しいと考えられる。</p> <p>効果測定指標については、すべての施設利用者数を用いることが望ましい。</p>	<p>泊利用者数だけでなく、会議室利用者や訪問者等すべての施設利用者数を用いることとした。</p>																																
<p>商工政策課</p> <p>経営改善普及事業費補助</p>	<p>〔様式に従っていない実績報告について〕</p> <p>補助金の実績報告にあたっては、実績報告書の添付書類について様式が定められている。しかし、その様式第8の1（第13条関係）7補助事業実績（16）重要指標①地区商工業者等の状況の記入にあたって、黒石商工会議所は令和2年度の交付要綱に定められた様式を使用せず、前年度以前の様式を使用して実績報告を行っていた。この結果、会員数について本来当年度の加入・脱退数を報告すべきところ、前年度の加入・脱退数を報告していた。</p> <p>また、青森商工会議所は、同一箇所の報告において、本来12月末現在の状況を報告すべきところ、3月31日現在の状況を報告していた。これらについて、各商工会議所に対する訂正および再提出等の指導は、何ら行われていなかった。</p> <p>県は、交付要綱に定めた実績報告の形式・内容について、適時に検査を実施し、補助対象者に対して適切な指導を行う必要がある。</p>	<p>令和4年度補助金交付要綱制定にあたり、様式の見直しを行い、実績報告の形式・内容を統一した。</p>																																
<p>商工政策課</p> <p>経営改善普及事業費補助</p>	<p>〔補助金交付申請、状況報告及び実績報告の添付書類の書式統合化について〕</p> <p>補助金交付申請、状況報告及び実績報告の添付書類の様式については、交付要綱において規定されており、交付申請時には様式1、状況報告時には様式7、実績報告時には様式8の1がそれぞれ規定されている。</p>	<p>令和4年度補助金交付要綱制定にあたり、様式の見直しを行い、計画時と年度途中時における実績比較、最終的な実績との比較ができるよ</p>																																
<p>商工政策課</p> <p>経営改善普及事業費補助</p>	<p>3つの様式の記載内容をみても、各様式中の「7 補助事業実績」は同一内容の記載となっている。しかしながら、状況報告においては計画時と年度途中時における実績比較、また実績報告においてはこれに加えて最終的な実績との比較をする必要があり、様式が統一されていないことにより事務の効率性が阻害されている。</p> <p>県においては、上記様式1、様式7及び様式8の1に含まれる「7 補助事業実績」の書式を統合するべく、見直し・検討をすることによって現状業務の効率化を図ることが望ましい。</p> <p>〔成果指標の目標と実績の大幅な差異について〕</p> <p>一部の補助事業については、実績報告書に成果指標の実績値を報告することになっているが、目標値と比較して大幅に差異が発生している事業が複数存在していた。差異が大きく発生している事業を例示すると以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="571 1435 839 1830"> <tr> <td>商工会議所</td> <td>経費区分</td> <td>目標値</td> <td>実績値</td> </tr> <tr> <td>青森</td> <td>経営安定特別相談事業</td> <td>40社</td> <td>7社</td> </tr> <tr> <td>弘前</td> <td>経営安定特別相談事業</td> <td>50名</td> <td>22名</td> </tr> <tr> <td>十和田</td> <td>若手後継者等育成事業</td> <td>50名</td> <td>22名</td> </tr> <tr> <td>指標名</td> <td></td> <td>目標値</td> <td>実績値</td> </tr> <tr> <td>講習会への参加者数</td> <td></td> <td>40社</td> <td>7社</td> </tr> <tr> <td>セミナー受講者数</td> <td></td> <td>50名</td> <td>22名</td> </tr> <tr> <td>青森県の観光消費額</td> <td></td> <td>10%増</td> <td>2.5%増</td> </tr> </table>	商工会議所	経費区分	目標値	実績値	青森	経営安定特別相談事業	40社	7社	弘前	経営安定特別相談事業	50名	22名	十和田	若手後継者等育成事業	50名	22名	指標名		目標値	実績値	講習会への参加者数		40社	7社	セミナー受講者数		50名	22名	青森県の観光消費額		10%増	2.5%増	<p>令和4年度補助金交付要綱制定にあたり、計画時と年度途中時における実績比較、最終的な実績との比較ができるよう様式内容を統一した。</p> <p>また、大幅な差異が生じる際には理由を特記事項欄に記載することとした。</p>
商工会議所	経費区分	目標値	実績値																															
青森	経営安定特別相談事業	40社	7社																															
弘前	経営安定特別相談事業	50名	22名																															
十和田	若手後継者等育成事業	50名	22名																															
指標名		目標値	実績値																															
講習会への参加者数		40社	7社																															
セミナー受講者数		50名	22名																															
青森県の観光消費額		10%増	2.5%増																															
<p>商工政策課</p> <p>商工会連合会指定事業費補助</p>	<p>〔補助金交付申請、状況報告及び実績報告の添付書類の書式統合化について〕</p> <p>目標値と実績値が乖離した原因について、県は実績報告書等においてその報告を求めている。しかし、効果的な小規模企業者支援策の選定、すなわち補助対象事業の選定に生かすためにも、計画どおりに進捗しなかった事業についてその理由を把握することは重要である。</p> <p>県においては、成果指標の目標と実績の大幅な差異について、実績報告書等の様式において該当欄を設け、その主な理由について報告を受けられることが望ましい。</p>	<p>令和4年度補助金交付要綱制定にあたり、計画時と年度途中時における実績比較、最終的な実績との比較ができるよ</p>																																

	助	<p>「21 経営改善普及事業費補助金」【意見24】に記載した内容と同一。</p>	<p>り、様式の見直しを行い、計画時と年度途中時における実績比較、最終的な実績との比較ができるよう様式内容を統一した。</p>
<p>商工政策課</p> <p>商工会連合会 指定事業費補助</p>	<p>【実績報告書における成果指標の定性的な実績に関する記載について】</p> <p>一部の補助事業については、実績報告書において成果指標の実績値を記載することになっている。定量的目標については目標と実績の記載があるが、定性的目標については、目標の記載があるが実績に関する記載がない。</p> <p>もともと定められた様式は定量的目標と実績の記載を想定したものと推測されるが、補助事業に関する理解を深め事業の有効性を高めるために、定性的目標に対する実績についても、補助対象者に対し記載を求めることが望ましい。</p>	<p>令和4年度補助金交付要綱制定にあたり、様式の見直しを行い、計画時と年度途中時における実績比較、最終的な実績との比較ができるよう様式内容を統一した。</p> <p>また、定性的目標に対する実績についても記載することとした。</p>	<p>保証料の計算ロジックの理解に努めるとともに、早期完済により保証料の再計算が必要となるものについて、青森県信用保証協会から当該計算資料を提出してもらったこととした。</p>
<p>商工政策課</p> <p>青森県信用保証協会補助</p>	<p>【保証料計算ロジックの理解と計算チェックについて】</p> <p>本事業の保証料については、交付要綱の第8において補助事業の完了日から起算して30日を経過した日までに実績報告書（第4号様式）に保証料計算書を添えて報告することが規定されている。</p> <p>本事業の保証料は、青森県信用保証協会によって計算され、保証料計算書として県に報告し、県においては報告された保証料を補助金として支出している。しかし、県においてはその計算の正確性の確認を何ら行っていない。</p> <p>補助金として支出している保証料の正確性を担保するため、県としては少なくとも保証料の計算ロジックを理解し、さらにサンプリングベースで保証料計算の正確性をチェックすることが望ましい。</p>	<p>【利子補給額の正確性のために】</p> <p>本事業の利子補給額の確定については、交付要綱の第8において補助事業の完了日から起算して30日を経過した日までに実績報告書（第5号様式）に利子計算書、事業報告書（第2号様式）</p>	<p>実績報告書（第5号様式）により報告することを規定しているため、実績報告書による報告の徹底</p>

<p>商工政策課</p> <p>創業・成長産業推進金融対策事業費補助</p>		<p>式）を添えて報告することが規定されている。本事業の利子補給額の基となる融資額は当初の融資時点で確定しており、県の確認作業は金融機関との間においてサンプリングにより行われた。</p> <p>融資決定以降の利子補給額の変動要素は、利子計算書からみると①期限の利益喪失、②代位弁済、③完済、④制度拡充による期間延長、⑤内入れ、⑥期間短縮、⑦コロナ資金に借換、等が挙げられている。これらの項目の網羅性、正確性をチェックする手段として、青森県信用保証協会から「条件変更リスト」、「早期完済リスト」、「代位弁済リスト」を入手して利子計算書の正確性を担保している。</p> <p>しかしながら、令和2年度上半期 青い森信用金庫 利子計算書（利子補給一覽表）によれば、平成29年6月8日に内入れしたものが令和2年度に判明して令和2年度の利子補給額から控除されていた。つまり、平成29年度から令和元年度にかけて、利子補給額はいずれも誤っていたことになる。</p> <p>このような実態をみると、融資実行以降に支払変更となった条件について、利子補給額の正確性担保のための追加的な手続を検討することが望ましいと考える。</p> <p>一例としては、主要金融機関（青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、この3行で利子補給金額の88%を占める）に対して、上記に掲げた利子補給額の変動要素のうち、特に①期限の利益喪失、②代位弁済、③内入れ、⑥期間短縮等、異なるリスクの高い項目について、ローテーションによる訪問やサンプリングによるチェックを行う等、効率的な確認の実施を検討することが考えられる。</p>	<p>を改めて金融機関へ周知するほか、交付申請書提出時期にも再度周知する。また、青森県信用保証協会から「内入れリスト」を新たに入手し、確認を行うこととした。</p>
<p>商工政策課</p>	<p>創業・成長産業推進金融対策事業費補助</p>	<p>【保証料補助の基となる融資対象毎融資実績の推移分析について】</p> <p>令和2年度の決算額を令和元年度と比較すると、(1)補助金の概要に記載したとおり128,951千円から64,233千円へ50%も減額となっている。また、県作成の県特別保証融資制度の融資実績（平成28年～令和2年度）によると、「選ばれる青森」への挑戦資金は下記の推移を示していることとした。</p>	<p>「選ばれる青森」への挑戦資金における融資対象ごとの融資実績の推移について、青森県信用保証協会から報告させ、子算要求等に活用することとした。</p>

年度	件数	融資額前 (千円)	年度比
平成28年度	430	6,842,968	122.5%
平成29年度	659	7,338,045	107.2%
平成30年度	786	9,208,438	125.5%
令和元年度	839	9,782,635	106.2%
令和2年度	519	5,564,129	56.9%

(出所：県作成資料)

この表でわかるように融資金額においても前年度比43%減少となっている。この融資金額が減少した理由については、県は新型コロナウイルス感染症に関連した減少であるとの概括的な理由は把握しているものの、深度のある分析は行われていない。また、青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱によれば、融資対象は下記のように多岐にわたっている。融資対象

- 県内で中小企業者として創業する事業
- 県の推進する戦略等に基づく重点推進分野に属する事業
- 空き店舗活用チャレンジ融資
- 法令等に基づく認定又は国や県等による補助等の採択を受けた事業
- 新分野進出を図る取組
- 新商品、新役務又は新技術等の開発及び事業化を行うための取組
- 再生可能エネルギー導入促進枠
- 再生可能エネルギー導入支援枠
- 雇用創出枠
- 生産性向上を図る事業
- 働き方改革を推進する取組
- AI・IoT等を活用し経営革新等を図る取組
- SDGs（持続可能な開発目標）の達成に資する取組
- 事業承継枠
- 事業承継枠

④存続見通しがつかない事業者から事業資産の譲渡等により事業基盤の全部または一部を承継するために資金を要するもの  
 ⑤事業承継の計画作成、又は計画実行のために資金を要するもの（事業承継後5年以内

地域産業課	中小企業等経営支援事業費補助	【補助金交付団体の財務情報の入手について】 県の交付要綱では補助金交付団体に対して決算書等の財務情報の提出を要求しておらず、県は補助金交付団体から決算書等の財務情報を入力していかない。 しかしながら、例えば「補助金交付申請時に必要とされる財務情報について」(2019年4月23日経済産業省、大臣官房会計課)によると、補助金申請時において、足元の現状認識把握に関する財務情報として決算書、財務諸表、収支計算書等の資料が必要であるとされている。その理由としては、「補助事業の遂行を安心して託することが出来る者であるか、補助目的を如何に能率的に達成する者であるか。」について判断資料を補足させるためであり、最低限必要な観点は、①倒産する危険性が低い企業であるか、②補助金の真負担が可能である企業であるか、の2点であるとのことである。 本補助金についても、上記観点から、補助金交付団体から決算書等の財務情報を入力することが望ましい。	【補助金実績報告書の記載漏れ・誤りについて】 交付要綱において補助金実績報告書のフォーマットが規定されているが、センサーから収受	【補助金実績報告書の審査に当たっては、必要に応じて支援企業や
高工政策課	休廃止鉱山坑廃水処理事業費補助	<p>の者を含む）</p> <p>③事業承継特別保証を利用するもの            ④事業承継特別保証を利用し、経営者保証コーポレーターによる確認を受けたもの            (15)金融機関提案枠            (取消線を示した項目は、創業・成長産業推進金融対策事業費補助の対象融資からは除外されている。)</p> <p>新型コロナウイルス感染症関連で、中小企業の資金繰り支援策は国・地方自治体を問わず数多く講じられているが、本補助金とそれらの施策との関連については、融資対象ごとに分析することは、県内中小企業者の創意ある向上発展を図り、地域経済の活性化や雇用に資することを目的からすると有用である。            融資対象ごとの融資実績の推移を分析し、補助事業の現況分析や予算作成に活用することが望ましい。</p>	<p>【補助金交付団体の財務情報の入手について】            県の交付要綱では補助金交付団体に対して決算書等の財務情報の提出を要求しておらず、県は補助金交付団体から決算書等の財務情報を入力していかない。            しかしながら、例えば「補助金交付申請時に必要とされる財務情報について」(2019年4月23日経済産業省、大臣官房会計課)によると、補助金申請時において、足元の現状認識把握に関する財務情報として決算書、財務諸表、収支計算書等の資料が必要であるとされている。その理由としては、「補助事業の遂行を安心して託することが出来る者であるか、補助目的を如何に能率的に達成する者であるか。」について判断資料を補足させるためであり、最低限必要な観点は、①倒産する危険性が低い企業であるか、②補助金の真負担が可能である企業であるか、の2点であるとのことである。            本補助金についても、上記観点から、補助金交付団体から決算書等の財務情報を入力することが望ましい。</p>	<p>令和4年度補助金を申請した2団体の申請書に決算書等の財務情報を添付させた。            来年度以降も継続して入手する。</p>

<p>した実績報告書を閲覧したところ下表のとおり記載すべき内容の漏れや誤りが散見された。</p> <p>(別紙4) プロジェクトマネージャー等活動実績</p> <p>要綱ではワンストップ相談窓口にて相談対応するプロジェクトマネージャーの活動報告として総相談件数のうちの新規件数の報告を求めているが、受領した実績報告書には記載されていない。</p> <p>(別紙4) プロジェクトマネージャー等活動実績</p> <p>要綱ではワンストップ相談窓口にて相談対応するプロジェクトマネージャーの活動報告として相談対応した事業者総数・新規事業者数の報告を求めているが、受領した実績報告書には記載されていない。</p> <p>(別紙2) 補助事業実績書</p> <p>要綱では創業・経営革新支援事業にかかる連絡会議等に出席した場合は、当該会議の名称・時期の記載を求めているが、受領した実績報告書には記載されていない。</p> <p>(別紙2) 補助事業実績書</p> <p>「(別紙2) 補助事業実績書」において年間の補助事業の概要を記載し、(別紙3) 以降で各事業の詳細を説明するフォーマットとなっているが、「(別紙2) 補助事業実績書」における参照すべき別紙番号が誤っている箇所がある。</p> <p>(別紙6) 取引あっせん等の実績</p> <p>要綱に基づき中間(上半期)実績報告書も提出しているが、中間実績報告書における「(別紙6) 取引あっせん等の実績」において受注申出件数が1件と記載されているにも関わらず、年度の実績報告書では同欄が0件となっており、いずれかの報告書が誤っている。</p> <p>(出所：交付要綱及び実績報告書から監査人作成)</p> <p>いずれの誤謬等も、補助金の確定に重要な影響を与えるものではないと思考されるものの、前表No1、2、3の情報等は補助金の効果測定に際して有用な情報であり、要綱に基づき適切な報告を受けなくてはならない。県は実績報告書の深度ある審査を実施するとともに、セン</p>	<p>参加会議の詳細を確認するなど深度ある審査に努めることとした。</p> <p>また、(公財)21 おもろい産業総合支援センターに対して適切な実績報告書の作成・提出を指導し、「令和3年度青森県中小企業等経営支援事業費補助金に係る補助事業の実績報告書」の提出から、要綱に基づいた適切な報告を受けている。</p>
--	---

地域産業課	中小企業等経営支援事業費補助	<p>ターに対して適切な実績報告書を作成・提出するように指導する必要がある。</p> <p>【一歩踏み込んだ事業効果の把握について】県は当補助金メニューのうち「ワンストップ総合相談窓口の運営事業」(詳細は、前記「(1)ア」(イ)ワンストップ総合相談窓口の運営」を参照)の成果指標として、相談件数を用いているが、アンケート等により相談者満足度を測定し、成果指標として利用すべきと考える。</p> <p>ワンストップ総合相談窓口ではコーデイナーが常駐し、事業計画策定、技術的課題の解決、人材確保アドバイザー、IT化支援、財務・経理・給与・税務面のアドバイザー、省エネ関連、資金繰り支援、マーケティング相談等の多岐にわたる分野の相談受付を行っている。相談件数により事業効果を測定することは、実施するアドバイザーの深度が相談者個別に異なるものであり数は重要視されたいこと、コロナウイルスの流行・景況・法的制度の変更の有無等の外的環境により相談件数は大きく左右されること、そもそも義務的な事業ではないこと等から、困難と考える。ワンストップ総合相談窓口は広範囲のコンサルタント的な役割を果たしており、その価値は、個々の相談者にとつて有用なアドバイザーがもたらせたか否か、すなわち相談者満足度にある。現状では、コーデイナーの業務に對する満足度調査は特段行っており、その業務の対外的な評価は行い得ない状況にある。今後、満足度調査(アンケート調査)を行い、事業を適切に評価し改善・改良していくPDCAサイクルの徹底が望まれる。また、コーデイナー別の顧客満足度もモニタリングすることで、人事評価にも利用すべきである。</p>	<p>アンケート等により相談者満足度を測定することについて、前回3年前に実施したところであるが、令和4年度から定期的に実施することとした。</p> <p>また、満足度調査の結果を活用し、今後の相談対応や事業の改善などに生かすPDCAを回す取組を徹底することに加え、コーデイナー一選定に当たっての参考とすることとした。</p>
産業立地推進課	むつ小川原開発地区企業立地促進費補助	<p>【申請時における雇用創出効果の検証について】</p> <p>県は「むつ小川原原燃興産株式会社(以下、「原燃興産」という。同社の事業内容は下記囲みを参照。)」へ令和元年度において16,252千円、令和2年度において55,000千円の用地取得のための補助金を支出しているが、交付要綱が定める補助要件のひとつである「操業等を開始した日から起算して1年を経過した日までに5人以上</p>	<p>令和4年度補助金交付要綱に申請時の提出書類として「用地取得により実施する事業計画書」を様式として定め、用地取得により実施する事業の詳細や雇用創出効果などを記載す</p>



<p>の雇用創出効果があるもの。」とする要件について、補助金の交付事務実施者として県が通常行うべき水準の検証を実施していないと考えざるを得ない状況にある。</p> <p>（原燃興産の事業内容について）</p> <p>原燃興産は原子燃料サイクル施設の関連業務（日本原燃株式会社等の原子燃料サイクル施設及び付帯設備の保守・運転管理、社員寮、社宅、食堂等の管理運営等）に係る地元参画、地元雇用を推進することによって、原子燃料サイクル事業の安定的な進展と地域振興に寄与するため、昭和62年に日本原燃株式会社、青森県、六ヶ所村の出資により設立された企業である。</p> <p>（出所：原燃興産ホームページ）</p> <p>県が当該補助金の申請を受け付け、交付決定にかかる審査を実施する場合、申請書類等より補助要件である『1年内における5人以上の雇用創出効果』が認められるか否かを精緻に検証する必要はある。この点、原燃興産から県に提出された令和元年度補助金申請時の事業計画書では、雇用創出効果として「日本原燃株式会社での再処理工場しゅん工に向けて整備する、当該駐車場・入構手続書等に係る不動産管理、賃貸業務を円滑に進めるための事務職の雇用並びに構内・建物の清掃、除雪、緑化等の施設維持管理、建物・設備のユーティリティ（機械・電気・消防等）運転管理、当該施設と構内間シャトルバス運行等の日本原燃株式会社からの委託業務の拡大が予定されることから、それらに係る従業員を新たに計5名雇用する計画である。」と説明している。また、令和2年度の補助金申請に係る事業計画書においてもほぼ同様の説明がなされている。</p> <p>ここで問題となるのは、この二つの申請における雇用創出効果の発現について、前記の太字以外に特段の説明はなされず、また、雇用創出効果の根拠となる詳細資料がなら添付されていない点にある。当該記載のみでは、5名の雇用創出効果の実現可能性が不透明である。当該申請により、71百万円という多額の県費が支出されることを鑑みた場合、県は雇用創出効果の発現可能性について、詳細かつ深度ある審査を</p>	<p>ることとし、これらを確認する書類として取締役会議事録・稟議書・事業計画等を添付することとした。</p>	<p>産業立地推進課</p>	<p>むつ小川原開発地区企業立地促進費補助</p>	<p>行つて然るべきである。具体的には、駐車場等を利用し原燃興産へ管理委託を行うとすると日本原燃株式会社の子会社である管理委託がなされる可能性・業務内容（ひいては雇用創出効果）を踏み取ることや、原燃興産自体の取締役会議事録・稟議書・事業計画等を徴収し雇用創出効果の実現性を読み解かなくてはならない。</p> <p>もう一つの問題点として、交付要綱において申請時には形式的な資料のみを求めており、雇用創出効果の説明を行う事業計画の提出を補助事業者へ求めていないことも挙げられる（現状、前記太字項目が記載された事業計画書さえ提出の必要がない交付要綱の設計となっている）。今後は交付要綱を改訂し、申請時の提出書類に「事業計画書（用地取得により実施する事業の詳細および雇用創出効果がわかる資料を含む）」といった項目を加え、詳細な資料の提出を受ける交付要綱・制度設計に変更しなくてはならない。</p> <p>【掲載・雇用創出効果の認識時点について】</p> <p>前記【指摘事項5】申請時における雇用創出効果の検証については記載したとおり、原燃興産は、日本原燃からの駐車場等管理委託契約を受注することで雇用創出効果を果たすことを計画していた。しかし、監査時点（令和3年11月）において、原燃興産が取得した補助対象土地について、日本原燃株式会社（以下、「日本原燃」という。）へ更地にて土地の賃貸借は行われているものの、当初計画していた日本原燃による駐車場整備や原燃興産への駐車場管理委託は未だ行われていない状況であった。当該補助金の制度設計として、事後において雇用創出効果が認められない場合には補助金の返還等を求めている。ここで、雇用創出効果の源泉である日本原燃からの駐車場等管理委託業務契約が締結されていない現状（換言すれば、取得した土地を利用した雇用創出が発現していない現状）に於いて、補助金の返還等が必要ないか否かが論点となる。</p> <p>県が原燃興産に支出した令和元年度及び令和2年度補助金にかかわる一連の流れは下表のとおりである。</p>	<p>取引先企業との駐車場等管理委託契約の締結日を操業日と捉え、引き続き操業開始及び雇用創出効果を確認していくとともに、補助要件を満たさない場合には返還を含め厳正に対応していくこととしている。なお、操業開始については、補助事業者の取引先企業の操業の遅れにより補助事業者の操業時期が遅れたため、補助事業者から操業開始期限の延長申請があり、知事が特に必要と認める場合に該当したことから、操業開始期限を令和7年4月1日まで延</p>
--	--	----------------	---------------------------	--	---

	<p>(包括外部監査報告書 p100 の表参照) また、交付要綱が定める補助要件は以下のとおりである。</p> <p>【図表 交付要綱が定める補助要件】</p> <p>i 用地を取得した日から起算して3年を経過した日までに操業等をするものであること。ただし、知事が特に必要と認める場合はこの限りでない。</p> <p>ii 操業等を開始した日から起算して1年を経過した日までに5人以上の雇用創出効果があるものであること。</p> <p>県の補助要件充足にかかる整理としては、日本原燃との管理業務委託を待たずに、更地の土地賃貸借契約を締結した時点(【図表 補助金にかかる一連の流れ】における「N.05」「N.06」の時点)で操業等を開始したものと要件 i を満たすと考え、操業開始日(賃貸借開始日)から1年以内に新卒採用等により職員が5名以上増加したことの報告を受けた時点(「N.06」「N.07」の時点)で要件 ii を満たすものとして、補助事業は適切に完了したとしている。</p> <p>この県の整理方法では、次のような問題が認められるものと解する。</p> <p>第一に、雇用創出効果は補助対象となった土地を利用して発現することが求められているが、補助対象となった土地において現状で雇用創出効果は発揮されていない点である。確かに原燃興産の全体で職員数は増えている。県は、委託業務に備えた新卒採用等の職員の増員であると説明しており一定の合理性は認められると解されるが、増加した職員には短期事務職員や、寮の清掃担当・食堂の調理担当等の契約社員も含まれており、必ずしも全ての職員が取得した土地による雇用創出効果とは言えない。</p> <p>第二に、県は日本原燃との賃貸借契約の開始時点を「操業」ととらえているが、原燃興産の事業計画書において日本原燃との駐車場等管理委託契約の締結により5名の雇用創出効果を見込んでいることから、本来は日本原燃との駐車場等管理委託契約の締結日を操業日ととらえるべきである。</p> <p>第三に、県の現状の整理では、肝心の日本原</p>	<p>長することを承認した。</p>
<p>労働・能力開発課</p>	<p>シムパー人材センター連合事業費補助</p>	<p>燃との駐車場等管理委託契約が締結されていないにもかかわらず県は補助事業をモニタリングも含め完了と認識しており、たとえ今後日本原燃との賃貸借契約が中止となった場合であっても、補助金の返還等の議論はなされないこととなってしまう。</p> <p>以上を鑑みた場合、将来的になされる日本原燃との駐車場等管理委託契約の締結を「操業」ととらえ、土地取得から操業後1年までの期間において補助対象土地を利用した委託契約締結の業務履行による5人以上の雇用創出効果が確認された時点で補助金が確定・補助事業完了とする整理が合理的であるものと史料する。そうすることで、計画に記載された日本原燃との駐車場等管理委託契約の締結を県としてモニタリングすることが可能となり、土地を利用した委託業務実施により5人以上の雇用創出効果があったとする説明がはじめて可能となるだろう。</p> <p>県は当該補助金について既に終了した事業とはとらえずに、交付要綱の要件に則り、令和元年度補助金に係る土地取得日(令和元年9月4日)から3年後の「令和4年9月3日」までに操業(日本原燃との駐車場等管理委託契約の締結)がなされること、また、操業の1年後までに委託契約により5名以上の雇用創出効果があることを今後も継続的に注視する必要がある。なお、それらが果たされないならば実質的に補助要件を満たさないと考えられ、返還を含め厳正に対応する必要がある。</p> <p>【実績報告書添付書類の簡略化】 交付要綱では、実績報告書(第9号様式)に添付する書類として、事業実績書(第10号様式)、収支精算書(第11号様式)及び収支精算書に係る証拠書類等の写しを定めている。このうち事業実績書の記載内容は、公益社団法人が作成を義務付けられている事業報告書と内容が重複している。また収支精算書及び収支精算書に係る証拠書類等についても、公益社団法人が作成を義務付けられている計算書類等と一部内容が重複している。</p> <p>いずれの書類も、所管課である労働・能力開発課に提出されているため、事務手続の効率化</p> <p>補助事業の実績報告書の添付資料として、公益社団法人が作成を義務付けられている書類を活用できるよう運用を見直した。</p>

構造政策課	青年等就農了シズト事業費補助	<p>の観点から、法人担当者とも協議し、可能な範囲で報告書類の簡略化を検討することが望ましい。</p>
農地中間管理機構事業費補助（一般管理費（人件費））	<p>〔おおもり農林業支援センターの決算内容の確認手続について〕</p> <p>果担当者は、補助対象事業で使用された経費については、公益社団法人おおもり農林業支援センター（以下、この項において「センター」という。）に訪問して領収書等の証拠を確認して捺印を行ったうえで支給しているため、この補助金の対象事業に限っては、この手続自体に問題は無い。</p> <p>一方、センターはこの事業以外にも、県から様々な補助事業を担っており、センター自身任意ではあるが独立監査人の監査も受けしており、監査報告書も受け取っている。センターの令和3年度定時社員総会議案書には、監事の監査報告書が添付されているが、その一節に「会計監査については、独立監査人からの報告を受け、会計処理が適正妥当であるかどうか及び財務諸表が正確であるかどうかを検討」との記載があるものの、独立監査人の監査報告書の添付まではなされていない。この点、県では、独立監査人の監査報告書を入力して、その意見がどのような結果であったのかについての確認はなされていないかった。そもそも独立監査人の監査報酬についても、県の補助金の対象となっており、かつセンターは県が過半数の出資を行っている法人であることから、定時社員総会議案書に独立監査人の監査報告書の添付を県がセンターに求めること、ないしは独立監査人の監査報告書を別途徴求することは、センターの決算内容の適正性の確認手続の充実・補完につながるため推奨されるべき手続であると思料する。</p> <p>以上より、独立監査人の監査報告書を別途徴求することが望ましい。</p>	<p>県が支援センターから独立監査人の監査報告書を別途徴求することとし、支援センターから監査報告書の提出を受けた。</p>
構造政策課	<p>〔交付要綱別表の記載漏れについて〕</p> <p>県の補助金交付要綱の別表には、記載された区分毎に、補助金の額が各々対応するように記載されているが、形式上一部の区分（2 農地売買支援事業費）に補助金の額の記載が抜け落ちている箇所があった。加えて、同区分の補助対</p>	<p>青森県農地中間管理機構事業費補助金交付要綱（平成26年4月1日制定）について、令和4年4月1日に一部改正を行</p>

りんご果樹課	りんご緊急需給調整対策事業費補助	<p>象に人件費が含まれているかどうかは明示されていないが、実際には人件費部分がほぼ補助対象として支給されていた。もっともこれは、国の補助金の交付要綱の文言を引用したものが、国の交付要綱ではさらに内訳表が付された人件費相当分も含まれているものの、県の交付要綱にはその内訳を記載していなかったことによる不備である。実際の支給対象先は支援センターのみで実務に影響を与えないとはいえ、県の交付要綱を読み手に混乱させないよう明確にすべく至急整備する必要がある。</p> <p>以下に、該当する別表を引用する。 （包括外部監査報告書 p115 の表参照） 上記の表において、「空白」は補助金の額の記載が抜け落ちている箇所を明示するために監査人が追加したものである。</p>
りんご果樹課	<p>〔基金協会による報告様式について〕</p> <p>実施要領では、基金協会が毎年度末までに知事に対し、事業の実施状況及び基金の状況について報告することを以下のとおり定めている（ただし、事業実施期間の事業初年度を除く）。</p> <p>第5 報告</p> <p>基金協会は、事業実施状況及び基金の状況について、事業初年度を除く毎年度末までに、別紙様式により知事に報告するものとする。 （出所：実施要領）</p> <p>別紙様式では、交付準備金造成額の期首、期末の残高および補填金交付額、準備金再造成額を記入することが定められている。</p> <p>ところで、交付準備金の運用益は実施要領上、特別事業資金として積み立てることになっており、さらに交付準備金に繰り入れることになっている。実施要領の記述は、以下のとおりである。</p> <p>第4 補填金交付事業 （中略）</p> <p>3 対策事業の実施</p> <p>基金協会は、対策事業を実施するに当たり、次に掲げる事項について業務方法書を定め、知事の承認を得なければならぬ。 なお、これを変更しようとするときも同様とする。 （中略）</p>	<p>令和3年度の基金の状況に関する報告に、運用益の残高及び増減額を記載させた。</p>

		<p>(10) 資金の管理</p> <p>ア 基金協会は、対策事業に係る経理と他の事業に係る経理とを区分して行うものとする。</p> <p>イ 交付準備金の運用益は、特別事業資金として積み立てするものとする。</p> <p>ウ 特別事業資金は、基金協会の理事会の議決を経て一般管理費に充当できるものとする。ただし、地方公共団体に係る当該資金は、交付準備金に繰り入れるものとする。</p> <p>(出所：実施要領)</p> <p>したがって、交付準備金の運用益は交付準備金に繰り入れられるまでは特別事業資金として積み立てられることになるが、特別事業資金は県への報告対象とされていない。</p> <p>基金の状況に関する報告として、交付準備金だけではなく、特別事業資金として積み立てられた運用益の残高および増減額も併せて報告を受けることができるよう、報告様式を改定することが望ましい。</p>	
畜産課	<p>あおもりと牛改良促進対策事業費補助</p>	<p>〔事業完了確認調査について〕</p> <p>県では、補助金の執行実績を確認するため、青森県あおもりと牛改良促進対策事業完了確認書(以下、この項において「確認調査」という。)を作成し、事業区分に応じた関係書類を確認している。当該確認調査の様式は青森県財務規則に定める工事検査様式(第98号様式)を準用する形で、農林水産部内で県補助事業に使用する共通様式として、平成21年度に定められたものである。</p> <p>確認調査を閲覧したところ、各確認調査ごとに確認した関係書類が異なる場合や、確認した関係書類を確認調査へ具体的に記載していない場合が見受けられた。確認調査の様式を定めてから時間が経過しており、確認を実施する県民局ごとに様式が異なってきたことによるものと思われる。</p> <p>確認漏れを防止するためにも、今一度確認調査の様式を明確に定め、各県民局に通知することが望ましい。</p>	<p>各地域県民局に対して、平成21年度に定めた共通様式に準じて確認調査を作成するよう、事務連絡により通知した。</p>
林政課	林業労働力確	<p>〔補助対象経費や補助金の額に関する明確な規</p>	<p>監査結果に基づ</p>

<p>保支援センター 一事業費補助</p>	<p>定について〕</p> <p>令和2年度において、公益社団法人あおもり農林業支援センター(以下、この項において「センター」という。)は、林業労働力の確保の促進に関する法律第11条に定める林業労働力確保支援センターに指定されており、センターは県からの補助を受け、事業主体として各種事業を実施している。事業のうち素材生産安全対策推進事業については、センターが事業に関する事務処理要領を定め、保護員等を購入した事業主に補助金を交付している。</p> <p>補助金の額は、県の交付要綱に従って定められているが、運用上は補助金額が千円未満切り捨て、購入経費は消費税を含まない金額で補助している。</p> <p>しかし、補助対象経費に消費税相当額が含まれないこと、および、補助金額はそれぞれ千円未満切り捨てで計算されることについては、県の交付要綱及びセンターの事務処理要領上明確に定められておらず、事務処理要領に定める様式のうちの一つである「別表」の表中に、補助対象品目について税抜価格を記入することや補助金額が千円未満切り捨てで記入するよう指示されているのみであった。</p> <p>影響額は少額ではあるが、補助対象経費に消費税相当額が含まれないこと、および、補助金額はそれぞれ千円未満切り捨てで計算されることは、センター及び補助対象者にとっても重要な情報であり、明確に定めることが望ましいと考える。</p> <p>事務処理要領において上記の点を明確に定めるよう、センターに対し、県が適切に指導することが望ましい。</p>	<p>〔補助対象者における委託先の選定について〕</p> <p>県は、交付要綱に基づき補助事業主体である地方独立行政法人青森県産業技術センター(以下、この項において「産業技術センター」という。)から実績報告書の提出を受け、その審査を実施した。その審査の過程において、県は、実績報告書に添付して提出された見積書が一方のみであったにも関わらず、委託先の選定が見合わせや競争入札により行われたかどうかにか</p>	<p>き、林業労働力確保支援センターを指導し、同センターではセンター交付要綱に必要事項を明記した。</p>
水産振興課	<p>試験船なつとまり(代船)建造事業費補助</p>	<p>競争性を確保するための手続については、各補助対象者の内規等によるところであるが、監査人の意見を踏まえ、今後競争性の確保に明らかな疑義が生じた場合は、補助対象者に</p>	

<p>水産振興課</p>	<p>試験船なつどまり代船建造事業費補助</p>	<p>【補助対象経費について】 交付要綱において、補助金の交付の対象となる経費（以下、この項において「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、以下のとおり定められている。</p> <table border="1" data-bbox="391 896 614 1052"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計費</td> <td>1. 試験船なつどまりの代船を建造するための設計委託費</td> <td>左の経費に相当する額又は、5,879千円のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 試験船なつどまり代船建造設計業務委託の事務に必要な次に掲げる経費</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>基本設計業務企画提案競技審査委員</p>	区分	補助対象経費	補助金の額	設計費	1. 試験船なつどまりの代船を建造するための設計委託費	左の経費に相当する額又は、5,879千円のいずれか低い額		2. 試験船なつどまり代船建造設計業務委託の事務に必要な次に掲げる経費		<p>関する確認を行っていなかった。 その理由について、県は、産業技術センターは地方独立行政法人であり、業務の執行にあたっては県の規定に準じていることになっており、委託先の選定における競争性は、産業技術センターの規定に基づいて適切に確保されることを想定していた旨、回答している。 しかし、県に提出された見積書は一者分のみであり、一者随意契約の可能性を疑うべき状況であったことからすれば、契約先の選定方法について産業技術センターに問い合わせを行うべきだったと考える。 なお、今回の包括外部監査において監査人からの質問に回答するため、県が産業技術センターへ確認したところ、公募（プロポーザル）方式にて競争性が確保されていたことが判明している。しかし、県がこのことについて認識していなかったことは問題である。 補助金の経済性を確保するため、県は補助対象者に対し原則として競争入札又は見積り合わせによる調達を指導し、実績報告の審査等において競争性が確保されたことを確認するべきである。また、それらを実施できない合理的な理由がある場合には、随意契約理由書の作成を求め、内容の検討及び承認を行うことが望ましい。</p> <p>対し手続方法について問合せを行うこととした。</p> <p>今後同様の案件があった場合は、実績報告の審査時に補助対象者に対し合理性を確認することとした。</p>
区分	補助対象経費	補助金の額										
設計費	1. 試験船なつどまりの代船を建造するための設計委託費	左の経費に相当する額又は、5,879千円のいずれか低い額										
	2. 試験船なつどまり代船建造設計業務委託の事務に必要な次に掲げる経費											

<p>水産振興課</p>	<p>ひらめ放流手</p>	<table border="1" data-bbox="1332 1433 1444 1825"> <tr> <td> <p>依頼旅費、消耗品費、通信運搬費、その他事業に必要な経費</p> </td> </tr> </table> <p>補助金の額は、補助対象者である産業技術センターが基本設計業務を委託した場合の見積書及び経費積算に基づき決定している。その内訳は以下のとおりである。 （包括外部監査報告書 p137の表参照） 令和2年度青森県試験船なつどまり代船建造事業費補助金事業完了実績報告書のうち、事業実績及び経費の配分が記載された補助事業実績書を閲覧したところ、経費の配分について以下のとおり記載されていた。 （包括外部監査報告書 p137の表参照） この2. 試験船なつどまり代船建造設計業務委託の事務 64,810 円のうち、旅費交通費として計上された 1,625 円を除く 63,185 円は消耗品費として計上されていた。その内訳は以下のとおりである。 （包括外部監査報告書 p138, p139の表参照） 交付要綱における補助金の金額を決定するに当たり使用された事務経費と上記実績を比較すると、明らかに異なる内容の事務経費が消耗品費として計上されていた。需用費としての使用を見込んでいたA4コピー用紙やプリンターナーフラック、役務費としての使用を見込んでいた通信運搬費が、ボストネット、鉛筆、ホッチキス、レバーフレイイル、カッターナイフ等の使用に変更されていたのである。また、業務委託の事務を実施するにあたり、サイズ、色の違いこそあれボストネット 15 箱、鉛筆 6 箱、ホッチキス 5 本、レバーフレイイル 10 冊、カッターナイフ 10 本等を使用する必要があるのかどうかも疑問を抱かざるを得ない。 所管課からは、関係書類を閲覧突合した結果、補助対象経費として適正であると判断した旨の回答を得ているが、少なくとも消耗品費が補助対象経費として必要とした合理的な理由を産業技術センターに求め、県としてその合理性を判断することが望ましい。</p>	<p>依頼旅費、消耗品費、通信運搬費、その他事業に必要な経費</p>	<p>今後同様の案件が</p>
<p>依頼旅費、消耗品費、通信運搬費、その他事業に必要な経費</p>				

法改良調査事業費補助	交付要綱では実績報告について以下のとおり定められている。 (実績報告) 第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又令和3年4月2日のいずれか早い期日までに、事業実績(廃止)報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。 (1) 事業実績報告書(第2号様式) (2) 収支精算書(第3号様式) (3) その他知事が必要と認める書類 (出所: 交付要綱) 令和2年度青森県ひらめ放流手法改良調査事業実績報告書の2.事業内容及び経費の配分 (2) 事業実績及び経費の配分について以下のとおり報告があった。 (包括外部監査報告書 p142 の表参照) 総事業費 11,326,556 円の内訳とその証憑書類として総勘定元帳と支出(仕訳)伝票が添付されていたが、領収書、請求書等の添付はされておらず、その確認もされていないかった。総勘定元帳や支出(仕訳)伝票は領収書、請求書等に基づいて作成した資料に過ぎない。 補助対象経費が実際に発生し、支払ったかどうかの確認は、領収書、請求書等の提出を求め、閲覧することが望ましい。	あった場合は、領収書等の閲覧の記録を行うこととした。
八戸港コンテナ貨物利用促進事業費補助	〔消費税に関する規定について〕 協議会による補助金の交付は、協議会が作成する「令和2年度八戸港コンテナ貨物利用促進事業費補助金交付要領」(以下、この項において「協議会要領」という。)によっている。この協議会要領には、陸送費補助事業(協議会要領第2条第1項第4号)に対する補助金について、「消費税及び地方消費税(以下、この項において「消費税等」という。))に係る仕入控除税額(以下、この項において「消費税等仕入控除税額」という。))があった場合は、その一部又は全額の返還を請求する旨の規定がある。 (消費税等仕入控除税額) 第9条 申請者は、第2条第1項第4号に定める	指摘事項を踏まえ、八戸市と協議後、令和4年6月9日付で令和4年度青森県八戸港コンテナ貨物集荷促進事業費補助金交付要領を制定した。 なお、過年度において、当該補助金に係る消費税額及び地方消費税額(補助対象経費に含まれる消
補助事業について、補助金の交付の申請及び実績の報告をするに当たっては、当該補助金に係る消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額するものとする。ただし、申請及び報告時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。 2 申請者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、消費税額の確定報告書(別記第9号様式)を会長に提出するものとする。 3 会長は、前項の報告があった場合は、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。 (出所: 協議会要領) これに対し、県の交付要綱(令和2年度版)には、消費税等仕入控除税額に係る規定はない。しかし、県補助金を原資とする協議会補助金において、荷主から協議会に返還される金額があるのであれば、それを協議会に対して県に返還を求めべきである。 したがって県は、協議会において荷主から協議会補助金の返還があった場合には、速やかに県に報告することを求めること、相応の額の返還を行うこと等について県の交付要綱等の文書に定め、協議会と認識を共有する必要があると考える。 ところで、八戸市の令和2年度包括外部監査結果報告書において、上記と同趣旨の意見が報告されており、八戸市とほぼ同内容の交付要綱を定める県においても、その措置が図られたとこのことである。 その結果として「令和3年度青森県八戸港コンテナ貨物集荷促進事業費補助金交付要綱」に	費税及び地方消費税額相当額)として間接補助事業者(荷主)から補助事業者に対し返還された金銭はないこともあわせて確認済みである。	

は、以下の規定が置かれている。しかしこの要綱の規定では、協議会補助金において荷主から協議会に返還される金額があっても、それを協議会に対して県に返還を求めることができる規定になっていない。

(消費税等仕入控除税額)

第9条 補助対象者は、補助金の交付の申請及び実績の報告をするに当たっては、当該補助金に係る消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額するものとする。ただし、申請及び報告時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合、消費税額の確定報告書(第7号様式)を知事に提出するものとする。

3 知事は、前項の報告があつた場合は、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

(出所：令和3年度青森県(戸港)コンテナ貨物集荷促進事業費補助金交付要綱)

県の交付要綱にある「補助事業者」とは協議会を指しており、この要綱における補助対象経費とは、協議会が荷主に交付した補助金であり、そこに消費税等相当額は含まれていない。したがって、協議会補助金において荷主から協議会に返還される金額があつても、県の交付要綱の規定を根拠に、県が協議会に対してその返還を求めることはできないと解される。

県は、協議会において荷主から協議会補助金の返還があつた場合には、速やかに県に報告することを求めること、および返還額のうち県補助金に対応する額の返還を行うこと等について

消防保安課 消防対策振興 事業補助	県の交付要綱等の文書に定め、協議会と認識を共有する必要があると考える。 [補助対象経費の使用実績や効果の把握について] 県は、補助金対象経費の使用目的や金額の合理性に関する確認は適切に実施しているが、以下に記載のとおり具体的な補助対象経費の使用実績や効果を把握していない。 まず、火災予防思想の普及、宣伝及び啓蒙事業において、令和2年度は防火チラシを592,000枚作成・配布し防火思想の普及を図っているが、具体的に何枚配布したかの実績を把握していない。また、ホームページの年間更新費用が補助対象経費となっているが、ホームページの年間アクセス数を把握し、前年比較等の分析を実施してその効果を把握していない。 また、消防団加入促進事業において、令和2年度は絆創膏を5,000枚作成・配布し消防団員加入促進を図っているが、具体的に何枚配布したかの実績を把握していない。	補助対象事業者に対して、令和4年度実績報告書に、具体的な補助対象経費の使用実績や効果について記載するよう依頼した。
消防保安課 防災ヘリコプター運航調整 交付金補助	[時間外勤務手当の集計方法について] 交付要綱に基づき補助対象者から提出された事業完了実績報告書において、助成金の使途内訳として時間外勤務手当の事業費決算金額が記載されている。当該金額を確認したところ、一部の助成団体において、派遣された防災航空隊員が所属していた部隊すべての時間外勤務手当が集計されており、防災航空隊員の派遣とは関係ない時間外勤務手当が含まれていた。時間外勤務手当の集計方法を具体的に定めた規定が存在しないため、各消防本部においては、防災航空隊員の派遣とは関係ない時間外勤務手当を含めて報告していると考えられる。もし仮に、防災航空隊員の派遣とは関係ない時間外勤務手当	助成金の通知文および送付メールにて、消防本部全体ではなく派遣している隊員の所属する部署のみにおける時間外勤務手当を集計するよう依頼した。

青森県立美術館	棟方志功記念館管理運営費補助	<p>【効果測定に関する検討内容について】</p> <p>【効果測定】効果測定指標を展示会の場では、本補助金の効果測定指標を展示会の実施件数としている。しかし、例年季節ごとに年4回の展示替えを行っており、展示会の実施件数が年によって増減するわけではない。展示会の実施件数が補助金の効果を客観的に表す指標とは言えないと考える。</p> <p>本補助金の効果測定指標として、例えば入館者数など、補助金の目的である本県の観光振興に寄与する指標への変更を検討することが望ましい。</p>	原子力立地対策課	<p>【効果測定】効果測定指標を展示会の場では、本補助金の効果測定指標を展示会の実施件数としている。しかし、例年季節ごとに年4回の展示替えを行っており、展示会の実施件数が年によって増減するわけではない。展示会の実施件数が補助金の効果を客観的に表す指標とは言えないと考える。</p> <p>本補助金の効果測定指標として、例えば入館者数など、補助金の目的である本県の観光振興に寄与する指標への変更を検討することが望ましい。</p>	<p>補助金の効果を客観的に表す指標として、効果測定指標を棟方志功記念館の入館者数とした。</p>
原子力立地対策課	原子力施設設立地振興対策事業費補助	<p>【補助金交付先に関する検討内容について】</p> <p>補助金を交付する場合、その交付先について公平性が確保されている必要があり、補助金等の交付を受ける団体の組織、財政状態、活動内容等は補助対象として適当か、検討が必要である。本件補助金制度は、県がむつ財団に補助し、同法人が当該補助金を原資に、対象市町村へ助成金を交付する仕組みとなっている。よって、補助金の交付先であるむつ財団が補助対象として適切か、県として検討が必要である。しかし、補助金交付要綱や交付決定に係る起案等、当該補助金の関連文書を閲覧したところ、この点について明確に説明した文書は見当たらなかった。</p> <p>原子力立地対策課の担当者に質問したところ、むつ財団は本件補助金交付以前より、青森県内の地域活性化や産業の育成・振興に関するプロジェクト等を実施しており、同法人の助成金に対して補助金を交付することで、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となり、補助金の目的である原子力発電施設又は原子力発電関連施設の立地に伴う県内市町村の均衡ある地域振興が達成できる旨、説明があった。</p> <p>確かに上記の内容は、当該法人が補助対象と</p>			<p>令和4年度補助金交付決定時の起案に、補助金交付先の決定理由について明記した。</p> <p>また、事業期間は令和元年度～令和5年度であるが、令和6年度以降延長する場合は、交付要綱改正時の起案にも、同様の内容について明記することとした。</p>

原子力立地対策課	原子力施設設立地振興対策事業費補助	<p>【補助金の積算根拠について】</p> <p>本件補助金の予算額は、「②対象市町村に対する助成金交付限度額について」に記載した1自治体当たりの助成金交付限度額を、全対象市町村について集計した額として積算されている。補助金額の積算根拠は明確になっていることが望ましいが、補助金交付決定に係る起案等、当該補助金の関連文書を閲覧したところ、1自治体当たりの助成金交付限度額の根拠について明確に説明した文書は見当たらなかった。</p> <p>原子力立地対策課の担当者に質問したところ、むつ財団は本件補助金交付以前より、青森県内の市町村に対する助成を行っており、その実績金額を参考に積算されている旨、説明があった。</p>	総務学事課	私立志校経常費補助	<p>法人から提出された計算書類の一部に不備（書類の一部が不足、注記事項の記載がない、様式が古いなど）が散見された。特に、計算書類があるかないか、注記事項の記載がないかは、会計処理以前の問題であり、早急に是正する必要がある。</p> <p>今後は、提出された計算書類を十分精査し、不備があった場合は修正させるよう徹底する必要がある。</p>	<p>令和4年度補助金交付決定時の起案に、補助金の額の積算根拠について明記した。</p> <p>また、事業期間は令和元年度～令和5年度であるが、令和6年度以降延長する場合は、交付要綱改正時の起案にも、同様の内容について明記することとした。</p>
総務学事課	特色教育支援経費補助	<p>341圏中2圏について、ア～ウのそれぞれの項かり保育開設日数の合計が、1年間の開園日数を超過していた。</p>			<p>各学校法人に対し、指筒のあった計算書類の不備の事例を示すとともに、その会計処理の一層の適正化を図るよう、令和4年6月2日付で文書により通知するとともに、提出された計算書類を十分精査し、不備があった場合は修正するよう徹底した。</p>	<p>実績報告書の提出に際し、指筒のあった実績報告書の不備</p>



	結果として補助金算定額には異りがなかったが、措置が継続的に行われていないことは否定できない。県による、実施報告書及びその添付資料の十分な検証、及び、補助対象の学校法人に対する十分な指導が必要である。	の事例を示すとともに、関係書類の検査・確認に当たっては、複数の職員によるチェックを確実にを行い、不備があった場合は十分な指導を行った。
総務学事課 特色教育支援 経費補助	交付申請書の予算額と実績報告書の決算額における収入及び支出がその内訳も含めて同額となっている学校法人が散見された。 今後は実績報告書を十分精査し、交付申請書と実績報告書の補助対象経費が同額などの不備があった場合は、修正させるよう徹底する必要がある。	実績報告書の提出に際し、指摘のあった実績報告書の不備の事例を示し、交付申請書と実績報告書の補助対象経費が同額の場合は不備かどうかの確認を徹底し、不備の場合は修正するよう徹底した。
医療課 産科医療確保 援事業費補助	③の手続を実施した結果、22件中1件（八戸市）について、歳入歳出決算見込書の抄本に補助事業の決算見込額が記載されておらず、本事業の補助金額が決算会計処理されているか確認できなかった。確認せずに補助金を支給していると言える。 また、他の1件については、決算（見込）書上の分娩手当の支出額（1,180,000円）が補助金所要額精算書に記載された対象経費支出済額（1,190,000円）と一致しておらず、決算（見込）書を手書きであるべき金額に修正（鉛筆書き）したうえで、突合している証拠があった。 本来は、補助金申請者に速やかな修正・再提出を求めるべきである。	令和3年度の本事業について、補助金申請者から提出された書類に不足があった場合は速やかに差し替えるを依頼する等、確認手続を適正に行い、補助金を支給した。
こどもみらい課 ひとり親家庭 等医療費補助	平成27年度の現地調査（2市町村対象）以後、市町村へ現地調査は行われておらず、措置内容に記載の「定期的」な立ち入り調査が行われていなかった。 今後、40市町村を対象として、複数年で一巡する調査計画を立案し、適切に現地調査を実施することが必要である。調査内容も具体的に立案することが望ましい。	令和4年8月26日付けで現地調査実施要綱（具体的な調査項目を含む。）及び今後5年間で40市町村を一巡する調査計画を策定した。 なお、令和4年度の現地調査について

こどもみらい課	乳幼児はつらつ育成事業費補助	は、10月19日から24日にかけて県内8市町村を対象に実施済みである。
障害福祉課	地域生活支援事業費等補助（日常生活用具給付等事業）	市町村に対し、通知・記載例による記載方法の指導を行った。
教職員課	高等学校通学費等支援対策事業費補助 [基金実施状況報告書の通時適切な入手について] 実施要領では「財団（監査人注：県青年会を指す。）は、毎年度基金事業に係る決算終了後速やかに、高等学校通学費等支援対策事業（基金）実施状況報告書を教育長に提出するものとする。」と定めているが、令和2年度決算について、	令和4年8月26日付けで現地調査実施要綱（具体的な調査項目を含む。）及び今後5年間で40市町村を一巡する調査計画を策定した。 なお、令和4年度の現地調査については、10月19日から24日にかけて県内8市町村を対象に実施済みである。

<p>高等学校通学費等支援対策事業（基金）実施状況報告書（以下、「基金実施状況報告書」という。）が県へ提出されていた。</p> <p>別途、提出された補助金実績報告等から、基金の令和2年度決算は、前期繰越額：0円、県からの収入：97,206,000円、受取利息収入：88円、通学費等支援確定支出：184,000円、次期繰越額：97,022,088円となるものと推定されるものの、基金決算が資金拠出者である県に明確に示されていない現状の運用方法には問題がある。</p> <p>当該基金事業は令和2年度から開始されたものであり、今後長期にわたり事業継続することも想定される。県は令和2年度の基金実施状況報告書を徴収するとともに、将来の各年度において基金実施状況報告書を適時適切に入手・検証しなくてはならない。</p>	<p>高等学校通学費等支援対策事業（基金）実施状況報告書（以下、「基金実施状況報告書」という。）が県へ提出されていた。</p> <p>別途、提出された補助金実績報告等から、基金の令和2年度決算は、前期繰越額：0円、県からの収入：97,206,000円、受取利息収入：88円、通学費等支援確定支出：184,000円、次期繰越額：97,022,088円となるものと推定されるものの、基金決算が資金拠出者である県に明確に示されていない現状の運用方法には問題がある。</p> <p>当該基金事業は令和2年度から開始されたものであり、今後長期にわたり事業継続することも想定される。県は令和2年度の基金実施状況報告書を徴収するとともに、将来の各年度において基金実施状況報告書を適時適切に入手・検証しなくてはならない。</p>	<p>済みである。</p>
<p>高等学校通学費等支援対策事業費補助</p>	<p>【通学費等免除の認定状況の報告入手について】</p> <p>実施要領において、県は県育英会より『高等学校通学費等支援対策事業（基金）財団事業実績報告書（以下、「財団事業実績報告書」という。）』を毎年度徴収する旨が定められている。財団事業実績報告は、通学支援の実績報告（何名の者に、いくらの返還免除を行ったか）が主な内容であり、資金拠出者である県がこれを確認することで、補助金のニーズ分析、効果測定や基金残高の十分性等を検証することが報告を受ける趣旨であると考えられる。</p> <p>令和2年度の財団事業実績報告を閲覧したところ、人数・免除額の報告を「返還免除の決定」ベースで受けており、「返還免除の認定」ベースでの報告を受けていない状況にあるが、「返還免除の認定」ベースでの報告も県は受けるべきと考ええる。以下に、「決定」と「認定」について前記「(1) ④補助金の効果測定の方法」に記載した情報を再掲する。</p> <p>【「決定」と「認定」の違い】</p> <p>「返還免除の決定」・・・当該制度を利用した生徒の卒業や退学等により、高校通算の交通費等の免除額が確定したことをいう。決定は原則として次年度の6月になされ、決定額をもって基</p>	<p>補助金実施要領を改正し、県が財団から毎年度徴収する実績報告書について、従来の「返還免除の決定」ベースでの報告に加え、「返還免除の認定」ベースでの報告を受けることとした。</p>

<p>高等学校通学費等支援対策事業費補助</p>	<p>金より取り崩しがなされる。</p> <p>「返還免除の認定」・・・1、2年生等の年度毎の免除額を認定する行為であり、高校通算の免除額は未確定のため、決定ではなく認定という表現が使われている。なお、認定時点では基金より資金の取り崩しはなされない。</p> <p>「決定」とは、卒業等により高校通算の交通費等の免除額が確定した状態であり、「認定」は高校通算の免除額が確定していない状況である。ここでポイントとなるのは、高校通算の免除額が「決定」していかなくとも、卒業等を持たずに「認定」時点で将来における免除額（基金取り崩し額）がほぼ決まっていることにある。</p> <p>令和2年度においては、退学に伴う1名：184千円の免除「決定」が行われており財団事業実績報告にて同報告がなされているが、令和2年度において免除「認定」された人数は22名：260万円程度（監査人の推定計算による。120千円×22名）であり、この通学費等免除は生徒の卒業等があった年の6月に「決定」することとなり、将来において基金取り崩しが行われることは、ほぼ確実といえる。とすれば、当期の事象に起因し、将来のキャッシュアウトが相当程度確実な「認定」額、基金残高の十分性、補助金の把握することが、基金残高の十分性、補助金のニーズ分析、効果測定等を行う際には必要な情報であろう。今後、県は財団事業実績報告書のフォーマットを変更・改正し、「認定」額ベースでの事業報告をも毎年度適切に徴収するべきである。</p>	<p>高等学校通学費等支援対策事業に係る利用者数・減免金額等のデータを蓄積しているところであり、引き続きデータを蓄積した上で分析を行い、より効果的かつ効率的な事業実施形態を検討することとした。</p>
<p>教職員課</p>	<p>【通学費等給付制度の検討について】</p> <p>現状の通学費等支援対策事業のスキームは、対象となる生徒の通学費等の一部に相当する額を、将来（貸与の終了した月の翌日から起算して1年を経過した後）における奨学金返還額より免除するという枠組みにて行われている。当該制度の趣旨である「経済的に支援の必要な高校生等への通学費等に係る負担軽減」という目的への適合性を考慮した場合、現状のような将来における奨学金の返還免除を行う仕組み（以下、「返還制度」という。）ではなくて、将来を待たずに生じた通学費等を給付する仕組み（以</p>	<p>高等学校通学費等支援対策事業に係る利用者数・減免金額等のデータを蓄積しているところであり、引き続きデータを蓄積した上で分析を行い、より効果的かつ効率的な事業実施形態を検討することとした。</p>

下、「給付制度」という。)がより有効ではないだろうか。

まず、「将来」において通学費等が返還される返還制度より、重い通学費等負担が実際に家計に生じている「現在」において現金給付がなされる給付制度の方が、対象生徒が望む形態であることが通常は想定される。また、現状において県・県育英会に通学費等支援のための資金がなく、将来なんらかの資金手当が見込まれるようなケースにおいては返還制度にて運用することも合理性が認められるものと考えるが、基金の令和3年3月末資金残高は97百万円存在しており、年間免除額を10百万円程度と推定したとしても給付制度を問題なく運用できる資金が現存している。加えて、返還制度を採用した場合には、基金運用益を獲得するための資金運用期間を確保できるというメリットもあるが、近年の超低金利環境下で1億円程度の資金を低リスク資産にて運用したとしても、年間運用益は0円に近い水準であろう。

給付制度を採用していない理由を県にヒアリングしたところ、県育英会の支給事務コストが増えることにデメリットを感じているようだが、現在も奨学金の支出事務をしている中で通学費等の上乗せ支給する事務処理にそれほど事務コストが増加することも考えにくい。また、返還制度を採用した場合でも将来において同様に事務コストが生じることには変わりはなく、長期に亘り事業を行うとすると、将来年度においては各年に給付事務(給付制度の場合)あるいは返還事務(返還制度の場合)が平準的に発生することから事務負担に大幅な差はないと思料される。一方で、給付制度と返還制度は原則的に同額の県の資金負担となるものの、生徒が死亡等した場合には奨学金の全額免除がなされるため、事前に通学費等給付を行っている給付制度の方が、県負担が結果的に増加してしまう。同様に、対象生徒が将来において奨学金の返済を行わずに貸し倒れが発生した場合においても、県の支援金が増加することとなる。このように、対象生徒の死亡等・貸し倒れが発生した場合においては給付制度において一定のデメリットが

生活安全企画課	防犯協会連合会補助	<p>生じることもある。</p> <p>通学費等支援は令和2年度に開始された事業であり、高校統廃合が進行することを考えると県民のニーズは今後さらに増していくことが予想される。県には、経済的な心配によって勉学に集中できない生徒や、遠隔地に住んでいるために希望の進学先を断念せざるを得ない生徒に対し、可能な限り寄り添うことが求められている。そのような中において、今後の通学等支援制度の開始は有効性の観点から一定の評価ができるものである。令和3年度以降、利用者数・減免金額等のデータ蓄積や県民のニーズ分析、生徒の死亡率・貸倒実績率の分析等を行い、給付制度の採用を含め、より効果的かつ効率的な事業実施形態を実施することが求められている。</p>	<p>補助対象団体である青森県防犯協会連合会に対し、書類管理及び担当者との連携等の徹底について指導を実施した。</p> <p>また、当課のチェック体制を強化するとともに団体との連携をより密にし適正な運営が行われるよう努める。</p>
	防犯協会連合会補助	<p>【相見積もり関連資料の保存について】</p> <p>交付要綱第4(3)では『補助事業の執行に当たり契約を締結する場合は、青森県財務規則第7章の規定を準用すること』としており、青森県財務規則第7章第148条では、相見積もりの実施について次のように規定している。</p> <p><b>【青森県財務規則 抜粋】</b></p> <p>第148条 契約担当者等は、随意契約をしようとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示し、特別の理由がある場合を除き、二人以上から見積書を徴するものとする。ただし、1件の予定価格が10万円を超えない契約をする場合又は次の各号の一に該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。</p> <p>一 急施を要する生産品の売却で見積書を徴するいとまがないとき。</p> <p>二 給食施設等において食品の買入れをするとき。</p> <p>三 資金の前渡を受けて契約をするとき。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、見積書を徴し難いと認められるとき、又は徴する必要があるいとま認められるとき。</p> <p>上記規程により、補助金交付先の県防連は10万円以上の契約行為を行う場合には、相見積もりを実施することが求められる。一般の監査に</p>	

	<p>冊子「防犯青森」の印刷委託契約 合計785,400円（第1回：261,800円、第2回：261,800円、第3回：261,800円）にかかると見られる関係書類一式の提出を求めたところ、県防連において関連資料の保存がなされていない状況であった。</p>	<p>冊子「防犯青森」の印刷委託契約 合計785,400円（第1回：261,800円、第2回：261,800円、第3回：261,800円）にかかると見られる関係書類一式の提出を求めたところ、県防連において関連資料の保存がなされていない状況であった。</p> <p>かかる状況において監査手続として、当該契約行為の経済性を要点に、一般的な印刷相場や、過年度の同契約の相見積もり関連資料との比較等を行った結果、不経済な契約行為とは認められず、不正等の兆候も特段なく、実害の発生はないものと思料され、単に県防連の担当者個人のケアレスミスに起因するものと認められた。しかし、交付要綱において県財務規則に基づき調達活動を求めている以上、事後的な説明責任を果たすためにも補助先において相見積もり関係書類は保存されていて然るべきであろう。県は、今一度、補助先に契約関連書類の保存の徹底を指導することが必要である。</p>
<p>交通企画課</p>	<p>交通安全母の会連合会補助</p>	<p>交通安全母の会連合会補助</p> <p>〔プロック研修会支出にかかる領収書等の徴取について〕</p> <p>例年、県内各市町村の交通安全母の会をプロックに分け、各プロックにおいてプロック研修会を実施している。連合会はプロック研修会の経費を一部負担しており、プロック研修会開催の市町村の交通安全母の会（以下、「市町村母の会」という。）に対し、連合会から60,000円の負担金が支出されている。</p> <p>交付要綱上、補助金の額は『補助対象経費の実支出額』と定められている。また、交付要綱上、プロック研修会に係る補助対象経費は『県内6プロック研修会における会場費、資料費、講師謝礼及び旅費』と定められている。しかし、現状の運用では、プロック研修会開催費（会場費、資料費、講師謝礼及び旅費）にかかると見られる額が県へ報告されることはなく、連合会が市町村母の会へ支払う一律の負担金60,000円を補助対象経費として県へ報告がなされ、補助対象経費として補助金が支出されている状況にある。</p> <p>このような運用における弊害として、プロック研修会により発生した実支出額が60,000円未</p>
	<p>令和4年度開催の「県内6プロック研修会」から、各プロックごとに研修会に関する経費を報告させることとした。</p>	

		<p>満の場合において一律60,000円の負担金支出がなされてしまうと、実支出額を上回る補助金が交付されてしまうこととなり、実支出額を限度とする交付要綱の考えと矛盾してしまうことが考えられる。この点についてヒアリングを行ったところ、外部講師の謝金・旅費に加え、会場費・資料費等を勘案した場合に実支出額が60,000円未満となることは、通常は考えられず、このような運用を行っていることであった。</p> <p>県の説明には一定の合理性は認められると解され、過大補助等のリスクは僅少と思料されるものの、現状で交付要綱と運用が乖離していることは事実である。今後は補助対象経費である『県内6プロック研修会における会場費、資料費、講師謝礼及び旅費』に係る実費支出内訳や領収書の提出による報告を受けること等の対応が求められる。</p>	
--	--	---	--

<p>（発行人） 青森市長 島一丁目一番一号 青森県</p>	<p>（印刷所・販売人） 青森市第二問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社</p>	<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十八円九十銭</p>
--	---	---------------------------------------